

# 第2回定例会 会議録

会期 自 令和 5年 6月 8日

至 令和 5年 6月 15日

(8日間)

## 第 2 回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果) . . . . .	2
	一般質問通告書 . . . . .	3
第 1 日	(招集、上程、説明、報告、委員会付託)	
	招集挨拶・報告 . . . . .	7
	議第 4 8 号 (条例) . . . . .	1 0
	議第 4 9 号 (事件) . . . . .	1 0
	議第 5 0 号 (補正予算) . . . . .	1 1
	陳情第 3 号～5 号 . . . . .	1 1
第 6 日	(一般質問)	
	第 8 番 林 克比古 議員 . . . . .	1 4
	第 9 番 大西 たま子 議員 . . . . .	1 8
	第 7 番 由井 基治 議員 . . . . .	2 7
	第 3 番 古原 和哉 議員 . . . . .	3 5
	第 1 番 中嶋 治樹 議員 . . . . .	3 8
	第 6 番 井出 光 議員 . . . . .	4 3
	第 2 番 川上 真人 議員 . . . . .	4 7
	第 4 番 渡邊 亜子 議員 . . . . .	5 0
第 8 日	(質疑、討論、採決、委員長報告、追加議案)	
	議第 4 8 号 (条例) . . . . .	5 6
	議第 4 9 号 (事件) . . . . .	6 0
	議第 5 0 号 (補正予算) . . . . .	6 0
	陳情 3 号～5 号 . . . . .	6 5
	(追加議案)	
	議第 5 1 号 (固定資産評価委員会委員の選任) . . . . .	6 7
	議第 5 2 号 (農業委員会委員の任命) . . . . .	6 8
署 名	. . . . .	7 0

令和5年 川上村議会 第2回 定例会議事日程

日 程 番 号	審 議 事 項		審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	会議録署名議員の指名 第3番議員、第4番議員												
第 2	会期の決定（6月8日～6月15日までの8日間）												
第 3	諸般の報告												
	（1）村長の招集挨拶及び行政報告												
	（2）議長行政報告												
	（3）一部事務組合報告												
	（4）監査報告												
	（5）令和4年度川上村繰越明許費繰越計算書報告												
第 4	一般質問（別紙通告書のとおり）												
第 5	議第48号	川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 6	議第49号	川端下辺地ほか2辺地に係る総合整備計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 7	議第50号	令和5年度 川上村一般会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 8	陳情第3号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 9	陳情第4号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 10	陳情第5号	「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

【追加議案】

追加1

日 程 番 号	審 議 事 項		審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	議第51号	川上村固定資産評価審査委員会委員の選任、同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 2	議第52号	川上村農業委員会委員の任命、同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 3		議員派遣の件											
第 4		委員会の議会閉会中の継続審査の件											
第 5		委員会の議会閉会中の継続調査の件											

令和5年川上村議会第2回定例会一般質問通告書

通告番号	質問要旨	質問者	所要時間	答弁者
1	<p>○川上村国土強靱化地域計画の中で、社会全体が災害に強くなることそれには備えが必要とあるが、村の備えに対する考えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19号台風で男橋が崩落したのは、橋脚下部の河床がさらわれた事が原因と思われるが、千曲川全域の河床の変化をどのように考えているか。</li> <li>・川又橋は上地区の重要な橋梁であるが対策は十分か。</li> <li>・秋山地区の用水路取水口「釜の口」の右岸が洗掘され崩落しているが、現状を把握しているか、また、その対策は検討しているか。</li> </ul>	第8番 林 克比古	30分	村長 産業建設課長
2	<p>○生ゴミの回収の要望が出ているが、この件について今後どのように考えているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在村では、生ゴミ処理機の購入補助金を出すことで回収が廃止されているが、どのような経緯で廃止となったか。</li> <li>また、今稼働している高町のゴミ焼却炉で生ゴミの処理は可能と思われるが、そこでの処理については検討可能か。</li> </ul>	第9番 大西 たま子	10分	産業建設課長
	<p>○インボイス制度の導入により、新たに消費税の課税事業者となった場合の村内事業所への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インボイス制度の導入により、これまで免税事業者だった個人事業者の経営状況への影響についてどのように村は捉え、支援等は検討しているか。</li> </ul>		10分	企画課長
	<p>○川上犬の保存について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合事務所（林業センター）の犬舎が飼育環境の変化により閉鎖されたが、県の天然記念物となっている川上犬は、村の生きた文化財でもあることから、今後、保存のために村はどのような対応を考えているか。</li> </ul>		15分	教育振興課長
3	<p>○統合小学校建設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設における経緯、進捗状況とこれからの予定について、また、小学校建設にかかる建設費とそれに付帯するすべての事業費について伺いたい。</li> <li>・統合小学校の統合と建設が1年遅れる事、また、児童生徒が減少していく中で建設の意義についてのどのように考えているか。</li> </ul>	第7番 由井 基治	45分	村長 教育長 教育振興課参事
4	<p>○川上村の人工林有効利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川上村森林計画管理制度実施方針（実施計画）にはよると、8,577haがカラマツ人工林と記載されているが、その中で村が所有する人工林面積はどのくらいか。</li> <li>・川上村にある人工林を無駄にしないで有効利用していくためには、60年～70年の伐期を迎えたカラマツの皆伐、植林が必要となると思うが、現在村にある人工林を無駄にしないためのサイクルにはおおよそ何十年かかるか。</li> </ul>	第3番 古原 和哉	20分	産業建設課長
	<p>○川上村における森林に関するSDGsについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林の円滑な植林こそが川上村のできる最大のSDGsだと考えるが、南佐久南部森林組合の組合長でもある村長はどのように考えているか。</li> </ul>		10分	村長
5	<p>○児童クラブの運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下地区の児童クラブは、現在、原公民館を利用しており、開設時から10年以上子供たちが伸び伸びと過ごすことができない環境の中での運営を余儀なくされているが、行政はそのことについて認識しているか。また、実際に現場へ出向き子供たちの様子を見たり、支援スタッフからの意見要望などの聞き取りを定期的に行っているか。</li> <li>・現在、利用学年が3年生までとなっているが、保護者の労働状況に合わせ、村は対象学年を6年生まで引き上げることはできるか。</li> </ul>	第1番 中嶋 治樹	10分	保健福祉課長

6	<p><b>○少子化対策について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合計特殊出生率の向上政策として、出産祝金の制度新設は検討されているか。</li> <li>・子育て世帯への支援として、未満児保育の無償化の考えはあるか。</li> </ul>	第 6 番 井出 光	15分	村長
	<p><b>○企業誘致について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、経済活動の活発化が期待されるが、企業誘致について具体的な案はあるか。</li> </ul>		10分	村長 企画課長
7	<p><b>○川上中学校の部活動指導者の地域移行への現状について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川上中学校の部活動を指導する教員と外部指導者への報償費が令和5年度の一般会計予算に計上されているが、それぞれのクラブ名と何名の教員、外部指導者により指導が行われているか。また、現状の大会等への引率方法はどうか。</li> </ul>	第 2 番 川上 真人	10分	教育振興課長
	<p><b>○村民体育館の修繕について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の村民体育館の村内、村外者の利用人数はどうか。</li> <li>また、小学校統合後のそれぞれの体育館の利用方法にもよると思われるが、村民体育館の照明等も老朽化が進んでおり、今後、LED化の工事等の予定はあるのか。</li> </ul>		10分	公民館長
8	<p><b>○長野県がん患者へのアピアランスケアについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月より長野県でがん患者の方へ助成事業が始まり、県内では、22の市町村に窓口が開設されたが、川上村ではアピアランスケア助成事業を行う予定はあるか。</li> </ul>	第 4 番 渡邊 亜子	10分	保健福祉課長
	<p><b>○村営住宅について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年からの川上村総合計画に川上村公営住宅等長寿化計画により計画的な住宅の維持管理を実施とあり、今年度からきわだ坂団地の修繕が実施されるが、他の村営住宅の修繕計画はあるか。また、管理はどのような方法で行われているか。</li> </ul>		15分	総務課長
	<p><b>○村内の情報発信ツールについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年前にできた子育て生活情報アプリ「カブリ」に毎年予算が付いているが、今まで十分に活用されていないように思われる。</li> <li>現在、SNSは手軽な通信手段となっているが、その中でも多くの方が利用しているSNSに「人と行政の距離を縮め行政が抱える地域課題の解決策」持ち運べる役所構想があり「地方公共団体公式アカウント」が無償で利用できるものがある。</li> <li>近隣の自治体では、すでにこのSNSを利用しているところもあるが、村は今後、このようなSNSを取り入れる考えはあるか。</li> </ul>		15分	企画課長

招集年月日	令和5年6月8日			
招集の場所	川上村議事堂			
会期	令和5年6月8日 午前10時00分から 令和5年6月15日 午前11時15分まで			
出席議員	1番	中嶋 治樹	6番	井出 光
	2番	川上 真人	7番	由井 基治
	3番	古原 和哉	8番	林 克比古
	4番	渡邊 亜子	9番	大西 たま子
	5番	渡邊 正	10番	由井 秀樹
欠席議員	なし			
不応招議員	なし			
会議録署名議員	3番 古原 和哉		4番 渡邊 亜子	
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長	由井 明彦	社会福祉協議会事務局長	由井 康奈
	副 村 長	中島 修	診療所事務長	原 達也
	教 育 長	藤原 克朗	保 育 所 長	篠原 正和
	会 計 管 理 者	原 岳司	教育振興課長	長崎 治
	総 務 課 長	由井 正一	教育振興課参事	加藤 明男
	企 画 課 長	中嶋 昌哉	公 民 館 長	高見澤 光
	産業建設課長	原 恭司		
	保健福祉課長	藤原 英紀		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	井出 智博		
	書 記	小林 達樹		
会議の経過	別紙のとおり			

## 令和 5 年川上村議会第 2 回定例会（第 1 日）

令和 5 年 6 月 8 日

開会 午前 10 時 00 分

### 開 会 宣 言

○議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は全員の出席を得ております。

ただいまから令和 5 年第 2 回定例会を開会いたします。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。

最初に会議録署名議員を指名いたします。

3 番 古原和哉君、4 番 渡邊亜子君を指名いたします。

### 日程第 2 会期の決定

○議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、過日 6 月 1 日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 林 克比古君。

○議会運営委員長（林 克比古君） おはようございます。議会運営委員会から第 2 回定例会の運営につきましてご報告をいたします。

6 月 1 日、役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期であります、本日 8 日から 15 日までの 8 日間といたしました。

一般質問は 6 月 13 日に予定をしまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりです。

上程される議案は、条例案が 1 件、辺地計画変更が 1 件、令和 5 年度一般会計補正予算案が 1 件、陳情が 3 件です。

すべての案件について本日上程し、15 日に質疑、討論、採決の予定であります。

慎重な審議と議論またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、報告とします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 議会運営委員長から、会期は本日から 6 月 15 日までの 8 日間とする旨の報告がございました。

委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、委員長の報告のとおり、本日から6月15日までの8日間と会期を決定いたします。

### 日程第3 諸般の報告

#### (1) 村長招集挨拶及び行政報告

○議長(由井秀樹君) 続いて、諸般の報告に入ります。最初に、村長招集挨拶及び行政報告を求めます。村長。

○村長(由井明彦君) おはようございます。

6月に入り、基幹産業である野菜の出荷も始まり、いよいよ最盛期を迎える準備が始まっております。気象庁は先月29日に、西日本から東海地方にかけて梅雨入りを発表しました。関東甲信地方にも平年であれば、そろそろ梅雨入りになるのではないかと感じておりましたが、先週の2日には、台風の影響により梅雨前線の活発化により、「線状降水帯」が発生し、近畿・東海地方を中心に、記録的な豪雨をもたらしました。

長野県においても、南信地方を中心に大きな被害をもたらし、本村においても、24時間に降水量は100ミリを超え、午後から夕方にかけて非常に強い雨が記録されております。幸いにも、人的被害はありませんでしたが、土砂崩落や道路洗掘などの被害が発生しております。

今回は、避難指示発令にはあたりませんでしたでしたが、これから迎える梅雨や集中豪雨、台風時には、情報を注視しながら、有事の際には、適格な情報により素早い避難行動に結びつけられるよう、周知してまいりたいと思います。

さて本日は令和5年川上村議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中、ここに全員の皆様のご出席を得て開会できますことに、まずもって御礼を申し上げます。

今議会に提出いたしました議案の説明に先立ちまして、最近の村政を取り巻く情勢などについて、申し上げたいと思います。

まず国政の動きについてですが、5月19日から21日にかけて、広島県を主会場とした、広島サミットが開催されました。日本は議長国として、世界規模の問題を扱う会議の取りまとめ役として、重責を担いながら、唯一の被爆国として、また被爆県で開催された意義を大いに発揮できた会議だったのではないかと思います。また、現在の世界情勢において一番の問題であるロシアのウクライナ侵攻についてゼレ

ンスキー大統領を招き開催できたことは、世界平和へむけて日本の存在感を高めたのではないかと思います。

次に村内の状況です。コロナ禍の影響で、自粛を余儀なくされてきたイベントが4年ぶりに開催され、まず5月13日に山菜まつりを行いました。ひさしぶりである事と、開催時期が早まった事もありまして、手探り状態ではありましたが、準備段階から婦人会をはじめ観光協会の方々のご協力により、無事開催にこぎつけることができました。

当日は雨にたたられ、少し残念な結果となってしまいましたが、青年団をはじめと多くの皆様にご参加いただき、賑わいが戻ってきたことに喜びを感じたところがあります。

また、18日には、川上村植樹祭が行われ、当日は素晴らしい晴天の下、総勢150名の来賓、関係者をはじめ、第一、第二小学校みどりの少年団にも出席をいただき、原の二つ橋地籍、約70畝にカラマツ苗1,600本を植樹いたしました。この植樹を通じて村の森林を守り育ててきた先人の努力に感謝し、森林資源を有効に活用しながらも、次の世代に引き継いでいくことの重要性を改めて感じたところでございます。

今月に入り、4日に消防団の郡大会が開催され、本村からポンプ車操法の部に御所平分団、小型ポンプ操法の部に、居倉・秋山分団、ラップ操法に川上村ラップ隊が出場いたしました。団員の皆様には、4月から約2カ月間、それぞれの仕事を持ちながらも訓練に励み、技術の向上を目指して、日々努力を重ねてきたことに敬意を表すところです。また、それを支えていただいた家族の方々や職場の方々に、改めて感謝申し上げる次第です。その努力が報われ、居倉分団、ラップ隊がそれぞれ優勝しました。

今後は、7月に県大会が開催されますが、本村にとっては非常に忙しい時期と重なり、練習等も満足にできない状況となってくると思いますが、これまで積み上げた成果を十二分に発揮し、良い結果を得られることを期待するところです。

次に、今後の村の計画として開催される、野菜PR事業について報告いたします。本日8日から10日までの3日間、上田丸子グランヴィリオゴルフ場において、ルートインカップレディースゴルフ大会が行われます。女子プロゴルファーの登竜門として、若き女子プロ達の戦いが繰り広げられ、日本各地から多くの観戦者が訪れる大会です。この大会で、村の野菜をPRしたいと考え、レタスの提供を行います。会場内にブースを設け、先着300名にレタスを配布するほか、出場選手や関係者が

食事するバイキングにサラダとして提供いたします。

野菜PR事業については、地道な取り組みではありますが、今後も検討していきますので、知名度アップと販路拡大につながれば幸いと考えております。

それでは、今議会に提出いたしました議案について申し上げます。

内容は、条例改正案1件、辺地整備計画の変更案が1件、一般会計補正予算案が1件の計3件であります。

補正予算案につきましては、約1億5,800万円の追加をお願いするものであります。主な内容としましては、統合小学校関連として、土地購入費、委託料と合わせて約1億円、「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」を活用した、低所得者への扶助と農家・畜産業支援が合わせて約4,000万円、先日の大雨による被災箇所の村単分工事費として300万円を計上しております。

また、条例案の国保税率の改定は、被保険者の理解を得ながら進めていかなければならない案件でございます。

詳細につきましては後ほど担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

また私の行政報告等については、お手元の議案集にございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の招集挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

## **(2) 議長報告**

○議長(由井秀樹君) 続いて、議長行政報告を申し上げます。

議長行政報告につきましては、議案集の中に綴り込んでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、5月10日第2回臨時会が記載漏れとなっておりますので、追記をお願いします。

## **(3) 一部事務組合報告**

○議長(由井秀樹君) 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久広域連合議会の報告を求めます。総務課長。

○総務課長(由井正一君) =佐久広域連合議会報告=

○議長(由井秀樹君) 次に、佐久環境衛生組合議会の報告を求めます。

佐久環境衛生組合議会議員 中嶋 治樹君。

○佐久環境衛生組合議会議員（中嶋 治樹君） =佐久環境衛生組合議会報告=

#### **（４） 監査報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。代表監査委員、由井茂延君。

○代表監査委員（由井茂延君） =監査報告=

#### **（５） 令和４年度川上村繰越明許費繰越計算報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、令和４年度川上村繰越明許費繰越計算報告を求めます。  
企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） =令和４年度川上村繰越明許費繰越計算書報告=

○議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。

ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑はないようですので、諸般の報告を終わります。

#### **日程第４ 一般質問**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第４ 一般質問につきましては、６月１３日に予定しておりますので、そのようにご了承をお願いいたします。

#### **日程第５ 議第４８号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第５ 議第４８号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第４８号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、６月１５日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第６ 議第４９号 川端下辺地ほか２辺地に係る総合整備計画の変更について**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第６ 議第４９号 川端下辺地ほか２辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） =議第 49 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、6月15日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

### **日程第 7 議第 50 号 令和 5 年度川上村一般会計第 2 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 7 議第 50 号 令和 5 年度川上村一般会計第 2 回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） =議第 50 号説明=

○議長（由井秀樹君） ここで 11 時 10 分まで休憩といたします。

(10 時 56 分)

(休 憩)

(11 時 10 分)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続けて、説明を求めます。総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第 50 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） =議第 50 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。保育所長。

○保育所長（篠原正和君） =議第 50 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） =議第 50 号説明=

続けて、説明を求めます。教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） =議第 43 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。教育振興課参事。

○教育振興課参事（加藤明男君） =議第 43 号説明=

○議長（由井秀樹君） 以上で説明を終了いたします。本案に対する質疑、討論、採決は、6月15日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

### **日程第 8 陳情第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 8 陳情第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教

育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託いたします。

**日程第9 陳情第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第9 陳情第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託いたします。

**日程第10 陳情第5号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第10 陳情第5号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を総務経済委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本陳情はその審査を総務経済委員会に付託いたします。

**散 会**

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日本日予定した日程はすべて終了しました。

なおこの後13時15分から、総務経済委員会を委員会室A、社会文教委員会を委員会室Bで行いますので、各委員はそれぞれの場所へお集りください。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦勞様でした。

( 散会 11 時 50 分)

## 令和5年川上村議会第2回定例会一般質問

令和5年6月13日

(午前10時00分)

○議長（由井秀樹君） 定刻になりました。皆さん、おはようございます。

本日は全員の出席を得ております。

これから本日の会議を開きます。

本日は日程第4 一般質問を予定しております。

### 日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 日程第4 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に通告番号1 8番議員 林克比古君。

○8番（林 克比古君） 皆さん、おはようございます。

通告に従い質問します。川上村国土強靱化地域計画の中で、災害に社会全体が強くなること、それには備えが必要と提唱されています。その中で4点質問させていただきます。

最初に、国土強靱化地域計画の策定趣旨及び基本計画の目的が、どのように書かれているか説明させていただきます。

川上村はかつて昭和57年と58年に、台風により千曲川の堤防の決壊、家屋、農地、道路等の甚大な被害を受けました。また近年では平成26年2月の大雪災害、令和元年4月の台風など被害に見舞われ、集落の孤立や基幹産業である野菜生産基盤の損壊など大きな打撃を受けました。それらの大規模自然災害に対して、命を守るための備えとして迎え撃つ社会のあり方を問われております。

国では、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の現実を図るための防災、減災等に資する国土強靱化基本法を交付し、施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画を閣議決定をしました。その中で国は、強さとしなやかさを持った安全安心な国土、地域、経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進しています。

川上村においては、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての村民や川上村を訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的とし、強靱化に関する指針となる、川上村国土強靱化地域計画を策定し、国、県、関係機関と一体となって、総合的規格的に強靱化の取り組みを推進しています。

川上村ではこれまで川上村地域防災計画の見直しや、業務継続の策定、ハザードマップの作成などを行い、災害に強い村づくりを推進してきましたが、本計画では災害が発生しても生命も失わず、迅速に日常生活に戻るため、最悪な事態を念頭におき、平時から備えを誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなることとしています。

目的とは、住民の一番の思いは災害により生命、財産を失わないことにあります。また、長野県の実施した県政モニターによると、災害時においてもっとも心配することは、食料、飲料水、エネルギー、日用品の確保が困難になることが課題として挙げられております。行政のみならず、企業、住民、生命、財産を守り、迅速に復興復旧するための事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること、すなわち強靱化を意識することが必要です。本計画が多くの災害経験を踏まえ、行政・企業・住民が一体となって、強靱化に取り組み、生命、財産、暮らしを守ることを目的としています。

私が危機感を感じるのは、第一に千曲川の河床の変化は村内各地にみられますが、秋山1号橋の上流のコンクリートの構造物の下を流れる河川、昭和57年、58年の台風の災害の写真が手に入りましたので、現状と比較することができます。河床はライン位下がっているように見えますが、お考えをお聞きます。昔の人は、「川の流れは元に戻りたがる」と聞いたことがあります。

第2に、19号台風で男橋があのようなになると思いましたか。私が感じるどころ、上地区秋山1号橋、2号橋、3号橋、梓川橋、川端下橋など、いくつか橋脚が耐震補強など行われておりますか。

秋山1号橋は橋台コンクリートがあれだけ見えてきていることに危機感を感じませんか。令和に変わり、その年の19号台風からその後も河床は下がり、毎日削られております。数カ月で4年経ちます。現状何も行われておりません。上地区は数箇所木の整備が行われておりますが、上地区はこれだけ危険箇所があるのに、何もしていただけないのか。

現在、線状降水帯という言葉が気象庁で使われております。最近の2号台風で8県23地区で最大降水量、飯田上伊那地区で橋の崩落もありました。浸水した方は「普段1mも流れない水路がその5倍以上流れた」、印象的な言葉でした。集中豪雨は必ずあると思いますが、それに対して備えの対策を考えていますか。

第3に、橋梁の対策を述べれば、川又橋がもしものことがあったら、上3地区の交通は遮断されてしまいます。3地区の生活は大丈夫と言えるでしょうか。川又橋

は大丈夫と言えますか。大丈夫なら言える理由を教えてくださいと思います。

河川のことでもうひとつ、秋山北側小学校に流れる水路の取り入れ口を釜の口といいます。北川側面、山側の山肌が削れて赤土が出ています。カラ松も倒れてきているのですが、私は川の石を撤去したことが原因だと考えております。どうして削られたのか、原因とその対策を説明していただきたい。

村長にはこの4点について現状をどう考えているか、説明をお願いします。

また産業建設課長には、現状を把握しているのか、対策を考えているか、お聞きします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 林議員の、国土強靱化計画における村の備えについて答弁をいたします。

村では、令和2年末に「川上村国土強靱化地域計画」を策定したところですが、この計画は、行政、企業、住民が一体となって、災害から生命、財産を守り、迅速に復旧復興するための事前の備えや取り組み等について定めたものであります。

ご存知のとおり川上村は急峻な地形と脆弱な地質なため、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所が散在し、土砂災害が多く発生しております。またゲリラ豪雨や台風などの大雨により、山で降った大量の雨水が千曲川へ流れる際に、排水路の破損や浸水、土砂崩れを引き起こす危険性があります。令和元年東日本台風（台風19号）では、千曲川の異常な増水によって男橋の橋脚部分の異常洗掘が発生し、橋が沈下するという大きな災害も発生しました。

台風などの大水が発生するたびに、千曲川の河床は姿を変化させている部分があり、土砂が堆積して河床が上がる場所もあれば、洗掘されて下がる場所もあります。河川の流れによって自然に変動してしまうものであることから、これらを制御することは非常に難しいわけですが、近年は、県とも連携して千曲川内の支障木の伐採を実施し、堆積土砂の浚渫も実施しながら、防災のため河川内を健全に保つ取り組みを実施しております。

川上村の国土強靱化に係る取り組みは様々ありますが、千曲川左岸道路、大深山産業道路建設事業についても重要な施策のひとつであり、長い年数をかけて計画し、実施してきたこの工事も、ようやく終わりが見えてきており、まさに強靱化がはかれようとしているところだと思います。

議員ご指摘のとおり各箇所についても、大きな災害に備えて、日ごろから県と連携しながら管理、点検、状況確認等を実施しているところではありますが、具体的な

状況については、産業建設課長の方から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 林議員から具体的な箇所の質問がありましたので、そのことにつきまして答弁いたします。

はじめに居倉地区の川又橋についてであります。この橋につきましては昭和 60 年に架けられましたが、県の橋梁点検によると、川又橋については今のところ健全性が保たれており、修繕等の必要はないという状況になっております。川又橋のすぐ上流部には、左岸側に護岸ブロックが設置されており、さらにその根元には水面に沿う形でコンクリートのカーテンブロックが設置されています。そのカーテンブロックの根元部分に、一部洗堀が認められますが、護岸ブロックの破損にまでつながるようなものではありません。

橋の真下は岩盤であることから、洗堀などの異常は見受けられませんし、橋脚がないという構造で、例えば男橋のように橋脚の根元が洗堀されて沈下や落橋が起きるといようなこともないと考えております。また橋の上流には阿知端下ダムのような大きな堰堤も存在することから、大規模な土石流が押し寄せるといったリスクについても対処されています。

ただ今、議員ご指摘のとおり秋山地区の集落から下地区へ繋がる道路はこれ一本しかありませんので、この場所については村でも特に周知しながら、橋梁のメンテナンスや河川の維持、周辺道路のメンテナンス等を、引き続き県と連携しながら実施していくつもりでありますので、よろしくお願いたします。

続きまして、秋山地区の用水取水口「窯の淵」についてですが、台風 19 号の影響もあって、右岸側部分の浸食が進み、土手斜面が崩落しつつある状況は村でも把握しております。反対の左岸側には、すぐ近くに民家もありますが、簡易的な石積みのような浅い堰堤があるだけですので、万が一右岸側の崩落がさらに進むと、増水時には反対側へ越水する恐れも心配されると思います。

これについては、千曲川の管理者である佐久建設事務所に、令和 3 年度に本村から対応の要望を提出したところでしたが、建設事務所からは「令和 5 年度に事業着手に向けた調査、予算要望を進めたい」との回答を得ておりますので、今後具体的な事業が早期に進むよう、県との調整を進めますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。林議員。

○ 8 番 (林 克比古君) 今、課長からの話で 2 点についてはお答えいただいたのですが、1 号橋の橋脚のこととか、上流部分の浸水、河床の下がりですね。これは地域の方が秋山地区の 57 年、58 年の台風に経験した、家屋、倉庫が流された方から、その橋梁と堤防の倒壊をうんと意識しているのですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○ 議長 (由井秀樹君) 原産業建設課長。

○ 産業建設課長 (原 恭司君) 1 点目の秋山の 1 号橋の橋脚、それから 1 号橋の上流部分に護岸堰堤がない箇所もあるということで、そのことについては承知をしております。村長と何度もその現場を見に行っております。県の方もその箇所については、村の方から何回か上げておりますので、承知はしておりますので、また引き続き県の方にも強く改修について要望してまいりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 (由井秀樹君) 8 番林議員。

○ 8 番 (林 克比古君) 国土強靱化地域計画は大規模な自然災害に対して命を守る、備えをする、危ない箇所がもしものことが思われることに対して事前に対処する、それが備えとして迎える社会の在り方として提唱しています。この秋山地区は昭和 57 年 58 年の台風を経験した、家屋、倉庫が流された方、橋梁堤防が倒壊するのを見ていた方、議員の方は秋山 1 号橋の橋梁の崩壊の危機を本当に強く感じております。ぜひ県に対して現状を見ていただくことを強くお願いしていただくようお願いいたします。

なにか早めの対策を取らないと大きい被害になってからではたぶん遅くなると思いますので、いま線状降水帯、どのくらい雨が降るか分からない状態で、いまこれは大丈夫だとたぶん私は言えないと思うので、ぜひ速急な対策をお願いします。以上です。

○ 議長 (由井秀樹君) 以上で、8 番議員林克比古君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号 2 9 番議員大西たま子さん。

○ 9 番 (大西たま子君) 発言通告に基づいて 3 点について質問いたします。

1 点目は生ごみの回収についてです。十数年前までは生ごみはごみ袋にて回収されてきました。しかし、その後生ごみの回収は廃止され、各家庭での処理となりましたが、どのような経過で廃止されたのか、伺います。

また現在稼働している高町にあるごみ焼却炉で、ごみの処分はできるのではないかという住民もいます。もしできるのであれば、生ごみの焼却処分は可能なのか伺います。

2点目は消費税インボイスについてです。今年の10月から消費税の増税といわれるインボイス制度が導入されます。買い物や事業の取引をする度に取りられる税金です。それが1,000万円以下の取引でも今回このインボイスに適用されることになり、所得の少ない人にとっては、大変重い税金といえることから、私としてはこれは廃止してほしい税制と考えています。

これから導入されるインボイス制度は激変緩和措置もされるといいますが、税金を払うことには代わりありません。村内の商工業者、小規模な事業者にとっては、村の中で仕事やなりわいを失うことにならないのか。それによって村の経済の衰退につながらないか心配です。

村はこのインボイス制度による影響について、どうとらえているのか、またなんらかの支援策を検討しているのか、伺います。

3点目は、川上犬の保存についてです。昨年暮れに知人から川上犬を見たいけれども、どこへ行ったら見られるかしらと言われたので、林業センターでいつでも見ることができるよと伝えましたが、すでにその時は林業センターから各家庭に引き取られていて、そこで飼育されているということで、知人は見ることはできませんでした。どうしてそういう措置がされているのか、森林組合事務所の担当者から事情を伺いました。

今までのように継承していくことの難しさを知らされました。川上犬は県の天然記念物である、川上村のマスコットキャラクターのレタ助の原型でもあります。村の生きた文化財です。今後保存のためには喫緊の課題だと思いますが、村はどのように考えているのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 大西議員の生ごみ処理に関する質問について答弁いたします。

平成22年度から生活環境の保全を図るという観点から、生ごみ処理は各家庭で処理を行っているということになります。従前の生ごみ処理であります。高町のクリーンセンターにおいて埋め立てによる処理を行っていましたが、しかし埋め立てには限られた敷地の中で限界が来ており、さらには周辺など環境への悪影響があり、悪臭等もありまして、現在の処理方法に転換をしたところです。

一般的に、ごみ処理コストを減らすキーポイントとなるのは、食品ロスを含む生ごみであります。生ゴミの重量のうち80%以上が水分であります。生ごみ処理機の

導入により乾燥やたい肥化など生ごみの重量は大幅に減り、必然的にごみ全体の重量も減らすことができます。

焼却炉での生ごみ処理は生ごみの水分を飛ばすことから、通常のごみ処理よりも高温にしなければなりません。そのため焼却炉の炉に負担をかけることとなります。それから燃費効率も非常に悪いというような理由で、現在の生ごみ処理方法に変わっておりますので、ご理解をいただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） 私からは「インボイス制度の導入より新たに消費税の課税事

業者となった場合の、村内事業者への支援について」お答えいたします。

インボイス制度についてはすでに税務係から村民の皆様には概要版を、全戸配布して、周知させていただいております。

まずインボイスとは、適格請求書、具体的には売り手が買い手に対して正確な適用税率8%か10%か、その消費税額等を記載した請求書となります。

インボイス制度では、売り手はインボイスを発行するために事業者登録をする必要があり、登録後はこれまで消費税の免税事業者、つまり売り上げ1,000万円以下であった小規模事業者が、新たに課税事業者となります。また買い手は交付を受けたインボイスを保存する必要があります。小規模事業者の皆様にとって、インボイス制度対応の手間やシステム導入などこういった負担が増えることは明らかです。

その救済措置として、この4月の税制改正により、インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置として、令和8年9月30日までの課税期間を対象とし、売り上げ税額の2割のみ納付するという特例措置が設けられました。

また、国の支援策として、「小規模事業者持続化補助金」がございます。この持続化補助金は、小規模事業者が自社の経営を見直し、販路開拓や生産性向上の取り組みに支援する制度であります。

インボイス制度を機に、新たに消費税の課税事業者となる小規模事業者に対して、特例として、補助金上限額を一律50万円を上乗せし、取り組む内容により最大250万円の補助が受けられます。

事業者の皆様には、このような国の支援制度を活用し、インボイス制度への対応を検討していただきたいと考えております。

また、インボイスに特化した補助金ではありませんが、ものづくり補助金という

補助金があります。フリーランスの方も対象で、インボイスのシステム導入等も該当する可能性があります。

このように制度導入に伴い、国において軽減措置や支援策が講じられておりますので、新たに消費税の課税事業者となった事業者の皆様へ、村から補助金等の支援につきましてもは現在のところ検討しておりません。

村内の状況について商工会に確認したところ、商工会ではすでに昨年から会員向けの制度の説明やアドバイスをされており、この3月までに10件余りの免税事業者の方が登録をされたほか、課税事業者の方の登録申請も支援されてきたということです。

インボイス発行事業者の登録は事業者の任意であります。登録したことによる消費税納税の負担、また登録しないことで取引先が離れてしまうことなど、事業者が十分に検討する必要があります。

いずれにしてもこの10月1日から制度が開始されますので、ご心配な点等がありましたら、ご相談いただければと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 私からは川上犬の保存についてお答えします。

林業センターの犬舎でございますが、昨年、令和4年の4月末に閉鎖しました。閉鎖の理由でございますが、動物愛護及び管理に関する法律が、事案あるごとに改正をされております。犬舎の構造や、資格を持った管理者を置かなければならないなど、要件がだんだん厳しくなっております。それらへの対応が困難になったことが理由になります。

県の天然記念物に関わることですが、県の指定になっている川上犬は、川上犬の特徴を有しており、村内で飼育される個体のみとなっております。教育委員会では指定を受けた川上犬だけではなく、指定につなげるため、すべての川上犬の繁殖について考慮すべきと考え、対応しているところです。

このことから、川上犬について、教育委員会としては、平成27年に川上犬保存管理計画を策定し、繁殖の手続きや、血統書の発行方法、教育委員会の役割などを定め、現在もこの計画に基づいて、川上犬保存会と連携をとりながら、保存活動を続けています。

また専門家を加えた委員会を設けてありまして、協議を行ったり、ご意見をいただきながら進めているところです。現在、状況は厳しいところですが、今後については、村内で飼育いただける方を増やししながら、川上犬の数を増やすとともに、保

存に対する理解者を増やしていくなど、各種の対策を図っていきたいと考えております。

川上犬は、文化財としてはもちろんですが、村の動物であります。マスコットキャラクターにもなっている、川上村を象徴する動物であると考えていますので、この種が絶えることがないよう、引き続き保存を図っていきたいと考えています。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 大西議員。

○4番（大西たま子君） 1番目の生ごみについて質問いたします。私が質問をした高町での焼却炉での処理は難しいというようなことをお聞きしましたがけれども、やはり今の新しい焼却炉では難しいということでしょうか。それを確認したいと思います。

後は、10年前までのやり方では環境汚染とか、もういっぱいになって難しいということでは理解できました。それで、生ごみについて今、村の中では10年前に比べて高齢者の世帯も増えています。免許返納をして、今まではコンポスターの残土、生ごみを山まで運んでいって処理できたのだけれども、それもできなくなって困っているという方もいます。また集合住宅もいくつもできまして、その周りに処理するスペースがないという若い人もいます。そういう意味ではその辺をなんとか村として考慮する方法を考えるべきではないかと思っています。

そのためには、今肥料が大変高騰しています。生ごみをごみとしてではなく、資源として活用する方法は村として考えていないのか。また近隣の自治体と一緒にそれを肥料化するような動きはないのか。あるいは肥料業者さんとそういうところと組んで肥料化を進めるということは考えていないのか。その点を質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 新しい焼却炉、2年前に新しい焼却炉を導入しました。

その際に生ごみの処理ということは、処理機という考えでいましたので、生ごみに対応する焼却炉より規格が一段と落ちる焼却炉の中で、そういう運用になってしまいましたので、これから生ごみの処理を追加でということは難しいかと思っています。

たい肥化というのも非常に有効な手段かと思っています。これについては村も農業者が大勢いますので、たい肥化という対応を検討していくことも必要かなと思っています。以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） 今、たい肥化の計画を立てていると、考えているということに

ついて、肥料化に向けてぜひそのような検討を進めていっていただきたいと思えます。村は5カ年計画でSDGsを追求した計画を柱に、この5カ年計画の政策を進めていますので、それに沿った形で、ぜひ資源化をお願いしたいと思います。

先ほど質問した高町での焼却炉の使用はちょっと考えてなかったということなので、やはり今の状況では無理なのかなというのも理解しました。

それとひとつ質問ですが、今各家庭に生ごみ処理機の補助金が出ていますけれども、その件について質問します。いま年間50万円の補助金が出ていますけれども、それについて詳しく教えていただきたいのですが、年間どのくらいの方が生ごみ処理機を購入しているのか。また上限はいくらまでなのか、その点について質問します。

生ごみ処理機は確かに乾燥させてごみの減量化につながると思うのですがけれども、使っている人によると、電気料は高くつく、家族が多いと処理するのに時間がかかってなかなか使いきれていないというような声が聞かれますが、今どのような補助の使われ方がしているのか、その点について質問します。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 生ごみ処理機の関係ですが、これについては生ごみ処理機購入補助金交付要綱が設置してありまして、それに基づいて支出しています。上限が5万円ほどになります。申請頻度ですが、平成22年度から生ごみ処理機補助金を実施しておりますが、導入当初はやはり購入者は多かったわけですが、昨年、一昨年、4～5件というような状況になっています。申請者数が。

先ほども言いましたが、生ごみ処理機でそれがたい肥化されれば、皆さん農家ですので、たい肥に使ってもらえば、それも環境に配慮した方向なのかなというふうに考えています。以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） ぜひたい肥化を勧めるようなこととか、有効なたい肥の勧めかたを産業建設課としても進めていって、村民に周知していったらと考えています。以上で生ごみについての質問は終わりにして、次にインボイスについての質問に入ります。

インボイスについては国が決めたことなので、村ではなんとも言えないという雰囲気も聞かれます。しかし、こういう村民がこれから困っていくという様子が目に見えている状況については、私はやっぱり村としてもこうした制度はいけないとか、そういうことは言っていたらというふうに思います。今までも去年は肥料の

こととか、いろいろなことでは県に対して、村としても言ってきておりますので、こういう不条理なことについては村として責任をもって言っていきたいと思っております。

先ほど課長が答弁をしていました商工会との関係についても、やはりいろいろなことで業者さんが困っていることなどありましたら、村としてぜひ支援していただきたいと思いますというようなことをお願いして、この質問は終わりにします。

次に川上犬の保存について質問します。いま村では文化財は5種に分類され、28点が指定されています。その内天然記念物は16点あり、その中に川上犬が入っています。その他の15点については樹木が相当しています。天然記念物は命があるものです。木にしても犬にしても、これらを保存していくことは大変な努力が要ります。

特に川上犬という動物については何年かごとに命をつないでいかなければなりません。しっかりした体制を作っていく必要があると思っております。村としても専門家の方を入れて検討したりしているということなので、その辺を知れたことは大変貴重なことだったと思っております。

それを今度はぜひ村民の方に広めていっていただきたいと思っておりますが、これから進めていくにはいろいろ難しいことがあると思っておりますが、その辺も含めてどのようなことがいま課題になっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 現在の課題ということですが、教育委員会として把握している川上犬ですが、全国には200頭ほどいるかと思っております。村内には40頭ほどと思っております。その内、県の指定文化財としての川上犬は18頭います。かなり頭数が減少していることは確かでありまして、なおかつ近年生まれてくる子犬の数が年3～4頭とか減少を見せております。かなり今後繁殖させていくには厳しい数かなと思っておりますので、そういった川上犬の子犬を増やしていくような対策を取っていく課題があるかと思っております。

そのためには村外の方により多く飼っていただくとか、村内で繁殖を頻繁にさせていただくとかいろいろなことがありますので、そこら辺の課題をクリアーしながら保存を進めなければいけないというように考えています。以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） 保存に向けて大変厳しいという状況がいま分かりました。川上犬は今まで2度ほど絶滅の危機にあったと村史に書いてありました。また人からも

聞いております。

1 度目は大正 10 年に天然記念物に指定されましたが、昭和 10 年に小海線の開通によって林業が盛んになり、狩猟がすたれ、川上犬の活躍の場がなくなってきたことによって、川上犬がすたれてきたということです。また洋犬が入ってきて、雑種化が進んだということです。

2 度目は、戦争によって動物撲殺令が出されたことです。これらの危機を救ったのは、国の天然記念物に指定された時に立ち上げられた川上犬保存会の方々だったと聞いております。中でも戦後絶滅と思われていた川上犬が藤原たけしげさんによって、八ヶ岳の山中にきこりをしていた方に撲殺令をかいくぐり、秘かに預けていた川上犬が終戦後つがいの子犬を 2 匹川上犬にもどされたことです。

また、吉澤善教さんが上野村に歩いていき、川上村からいった川上犬の子犬を譲りうけてきたということです。こうしたことを機会に保存会を再編をして繁殖活動に取り組まれたということです。

その後、国の天然記念物は頭数が少ないということで解除されましたが、昭和 58 年保存会の努力が実って、県の指定を受けることになりました。このように多くの人の熱意とドラマに彩られた川上犬を村民の皆さんが誇りに思っていたきたいと思えます。

やはりいま課長が、これから頭数が少なく、子犬を増やすことが大事だということをおっしゃっていましたが、これから保存活動に村としても真剣に取り組んでいただき、村民にも川上犬は大事なんだ、誇りなんだということをお伝えしていきたいと思えます。

そこで、発言通告に指定していませんでしたけれども、村長にぜひ取り組みをどう進めていくのか意気込みをお尋ねしたいと思えますが、議長よろしいですか。

○議長（由井秀樹君） 村長、いかがですか。由井村長。

○村長（由井明彦君） 大西議員、なかなか勉強してあって、私が言おうとしたことはいま大西議員から皆さんの前で言ったわけでございます。

昔、秩父山系の山犬を上野村の猟師さんが育てて、川上犬の原点を作ったという話をお聞きしております。その後、で先ほどの話の動物撲殺令が出まして、当時戦時中人間が食べるものがないのに、動物に上げるのはいかななものかということで、撲殺令が出されたということでございます。その後、前藤原村長のお父さんの武重さん、よくご存じで、八ヶ岳山麓の炭焼きに子犬 2 匹を預けて、それが元で今日に至ったわけでございます。

また川上犬の特徴としましては、とにかく猟に向いているということございました。尻尾が巻いている尻尾と、さしている尻尾とあって、特にさし尾の方が猟犬に向いていたそうでございます。原野を走り回るのに、どうしても尻尾が巻いていると怪我をしたり、走りづらかったりとかいうそうでございます。私はそんなふうにお聞きをしております。

特に川上犬は帰還性、どこにいても必ず帰ってくるという本能的なものをもっている、大変優れているそうでございます。そんな関係上やはり県も天然記念物に指定したと思っております。

これだけ優れた犬です。やはり川上村から絶やすということは私も考えておりません。先ほど教育振興課長が、個人に委託をしてという話もありましたが、私自身の考え方とすれば、どうしても川上村で数は飼えないかもしりませんが、数頭、どうしても川上村役場の中で飼いたいと考えております。

皆さんご存知のとおり本当に大変ではございますが、県内外から川上犬を見に来るお客さんが数いるわけでございますから、近い内にそのようなことを教育委員会と相談いたしまして、やっていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 大西議員に申し上げます。通告の範囲内でお願ひします。

大西議員。

○9番（大西たま子君） まとめということで発言させていただきます。

村長もそういうふうには、しっかりと進めていきたいという決意を述べたと思しますので、川上犬を守るために、私たち村民に対してもその辺の事情をお話いただいて、協力できるところは村民皆で協力をして、川上犬を盛り立てて、これから川上犬として飼育できるような環境を作ってもらいたいと思ひます。

それで5カ年計画には、令和7年から犬舎の整備とありますが、このことについては後2年後ですけれども、そんなこと言わないで、もっと早めに事業を進めていただきたいということをお願ひします。

いま林業センターから引き取られている川上犬は各家庭で飼育されています。皆さんとても可愛がって飼育していると思ひますので、せめて日ごろのお世話と本当はセンターでやっていることを皆さん代わりにやっているわけですから、せめてお世話代と餌代などの補助をできないものか、お願ひをして私の質問は以上で終わりにします。

○議長（由井秀樹君） 以上で、9番議員大西たま子さんの一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩を取ります。

(10 時 56 分)

(休 憩)

(午前 11 時 10 分)

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告番号 3 7 番議員 由井基治君。

○7 番（由井基治君） 本日は新しい議場で初めての一般質問であります。また南牧村の村議会の議員の方が傍聴に来ているので、少し緊張をしております。よろしくお願いいたします。

通告に従い統合小学校建設について質問します。

まず教育振興課参事にお伺いします。統合小学校建設におけるこれまでの経緯と進捗状況、そしてこれからの予定について、また小学校建設に係る建設費とそれに付帯するすべての事業費についてお聞かせください。

次に、村長と教育長に伺います。村長の公約の中にもありました統合小学校の建設がありますが、統合と建設が1年遅れることについてと、川上村でも児童生徒が減少することが予想される中で、建設について見解をお聞かせください。

またこれまでも何度も質問されているかと思いますが、日々進捗している大型事業であり、議員も半数が変わっていますので、答弁をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 加藤教育振興課参事。

○教育振興課参事（加藤明男君） 私からは統合小学校建設における経緯、進捗状況とこれからの予定について、また統合小学校建設に関わる事業費について説明いたします。一部村長が答弁するのと重複するところがありますが、よろしくお願いいたします。

まず統合小学校における経緯であります。平成 30 年「川上村学校あり方検討委員会」が村から諮問を受け設立されました。平成 31 年 4 月「川上村学校あり方検討委員会」から校舎の老朽化などを考慮して、小学校は統合すべきである、また、小中一貫教育を踏まえた環境整備を進めるべきであるという意見書が提出されました。村で同年 6 月川上村小学校の統合に向けての方針を作成しました。

続いて令和 2 年「川上村小学校統合研究委員会」を設立し、併設型小中一貫校を目指し、中学校の西側を建設予定地とすること、また、令和 3 年 3 月に基本構想案を議会全員協議会に示し、了解を得た後、川上村統合小学校に係る基本構想を策定しました。

令和 3 年 5 月に「川上村統合小学校建設委員会」が設置され、統合小学校建設に

ついで協議の場が持たれ、今までに 13 回開催されております。

令和 4 年 5 月には、統合小学校建設基本設計のプロポーザル審査会を行い、基本設計を行う設計会社が決まりました。川上村統合小学校建設委員会の皆さんと協議を重ねながら基本設計を進めまして、令和 5 年 4 月に基本設計が完成しました。

建設予定の個人の土地につきましては、地権者の方にご協力をいただき、購入についての了承を得ておりますが、河川敷の土地につきましては、現在県において登記を進めており、その後村に払い下げられる事になっております。

今年度、土地の購入、開発許可申請を行い、造成工事、取付け道路工事を行ってまいりたいと思います。また実施設計につきましても今年度着手してまいります。その後の予定であります、造成工事を令和 5 年、6 年度に行い、令和 7 年度から校舎と体育館の本体工事、外構工事とグラウンド工事を行い、令和 8 年 11 月までに完成、令和 9 年 1 月から 3 月にかけて引っ越し作業を行い、令和 9 年 4 月の開校を目指しております。

次に、統合小学校に関わる建設費についてであります、まだ実施設計を行っていないため、正確な事業費をお示しすることはできませんが、基本設計業務終了時点での建設費につきまして説明いたします。

まず、統合小学校に関わる建設費として、開発、造成工事に 2 億 4,600 万円、校舎本体、体育館建築工事に 28 億 3,562 万円、グラウンド、外構、中庭、駐車場工事に 1 億 2,482 万円を予定しており、総額で 32 億 645 万円となります。

昨今の原材料費、物価の高騰、またプロポーザル当初、冷房は、地下水を利用した水冷パッケージエアコンを採用し、保健室、図書室、職員室、校長室、事務室を想定していました。一般教室の暖房は F F 式ファンヒーターを採用していましたが、体育館棟を除くすべてに役場庁舎、保育園と同じ地中熱冷暖房に変更したことなどで、プロポーザル当初の 24 億 9,480 万円から大幅に増加しております。

付帯する事業費としまして、建設前の調査、設計、工事中の管理業務等に 1 億 9,908 万円、土地取得費に 2 億 4,850 万円、建設予定地外 (3,617 万円) この中に含まれておりますので、建設地の土地取得費は 2 億 1,233 万円となります。取付け道路工事、開発道路工事に 9,500 万円、付帯工事の総額は 5 億 643 万円となる見込みであります。

また、その他にプールのかさ上げ工事、引越し費用、備品購入費、スクールバス等購入費に 2 億 286 万円を見込んでおります。

財源にいたしましても、未確定であります、国庫補助金 10 億 8,662 万円、地

方債 14 億 2,100 万円、基金 13 億 3,220 万円、一般財源 7,592 万円、を予定しております。

いずれも現在の見込み額になっております。

今後の「川上村統合小学校検討委員会」や、村、教育委員会で検討し、歳入を含め、事業費の検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 由井基治議員の統合小学校建設について答弁いたします。小学校統合についてであります。令和 2 年 4 月に「学校あり方委員会」から、第一小学校と第二小学校を統合すべきであると、また小中一貫教育の検討を行うようにとの意見書が村に提出されました。

そこで「川上村小学校統合研究委員会」が発足し、二校を併設型の小中一貫校として統合し統合し、中学校西側を建設予定地とすることが決まりました。

この決定を受けまして、当初令和 8 年 4 月に開校を目指し事業を進めておりましたが、河川敷の土地取得について、国及び県の事務手続きが遅れたことにより、やむを得ず 1 年を延期とした経緯でございます。令和 9 年 4 月開校を目指して統合小学校建設事業を進めておるところであります。

併せて、延期した 1 年間を生かし、増加した事業費を検討していきたいと考えております。

新しい校舎が完成するまでには、これから 3 年と数カ月の期間を要するわけです。その間、どちらかの学校を改修をして、まず二つの学校を統合することも検討しましたが、統合小学校建設で活用する国庫補助金が受けられなくなってしまうこと、現在の校舎の改修を行い、とりあえず合併したとしても、現在の小学校が建設から 40 年以上経過しているため、改修した場合においても、新しい校舎の建設が必要となることなどを考え、新校舎の完成を待ってから統合することにいたしました。

昨今全国的に少子化が進んでおり、本村においても昨年度の出生者数は 18 名となっております。少子化が進んできております。本村も全国と同様に、少子化対策を検討していかなければならないと考えておるところであります。

また現在、本校の 2 校の 1 クラスあたりの児童は、9 名から 25 名となっております。

小学校を統合することにより、より多くのともだちの考えから、対話的な学びの質を高めたり、中学校に併設することで、小学校と中学校の連携による活動の幅を

広げたりするなど、様々なメリットがあります。

詳しくは、教育長が答弁しますが、このようなことから、川上村の将来の子供たちのために、併設型の小中一貫校として、中学校西側に統合小学校を建設したいと考えておりますから、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 由井基治議員のご質問にお答えします。

まず、現在の第一小学校についてであります。昭和 54 年に落成し、44 年が経過しております。また、第二小学校につきましては昭和 58 年に落成し、40 年が経過しております。両校ともに校舎の老朽化に伴い改修を行いながら現在に至っており、これからも使用していくためには、大幅な大規模改修が必要となります。

小学校の統合についてであります。現在文部科学省では、小学校における 35 人学級を進めているところであります。先ほどの村長の答弁にもありましたが、本村の 2 校の 1 クラス当りの児童は、9 名から 25 名となっております。

1 クラスの児童数が少ないことは、教師の目が一人ひとりの児童に行き届き、きめ細かな指導ができるという利点もありますが、授業における話し合いの場においては、30 名のクラスと 9 名のクラスでは、児童から出てくる意見の数も大きく変わり、意見の幅が狭くなってしまいます。

現行の学習指導要領では、対話的な学びを視点とした授業改革が求められており、児童の考えの広がりや深まりを大切にした学びの実現に向け、多様な考えに触れられるメンバー構成や人数ということもポイントに上げられていることから、現在の川上村の 1 学級の児童数には不安を感じるところであります。

また、教科学習では、体育の授業では団体競技などで十分なチームづくりができないことや、掃除なども広い敷地を少人数ではカバーしきれないなど、児童の負担も大きくなっています。

保護者の負担としては、修学旅行でのバス代の負担、また P T A 作業などの負担が増えています。

次に、小中一貫校についてであります。小中一貫教育は、平成 28 年 4 月に制度化されてから全国の公立学校で増えてきております。小学校の校舎と中学校の校舎が同じ一体型、校舎が離れている施設分離型と校舎を隣接させる併設型がありますが、本村では、併設型の小中一貫校を目指しております。

小学校と中学校が隣接するメリットといたしましては、教師の専門性を生かし、中学校の教員が、教科担任として小学校高学年の授業を行う。また、小学校に配置

している村費の専科教員を中学校の授業で活用することも可能となり、児童生徒の学力向上や、教員の指導力向上につながります。

また、小学校の児童の中学生文化祭参加や、小中連携で計画する教育活動が身近になり、いわゆる中一ギャップや小中ギャップの解消につながります。

中学校のプールやパソコン教室を小学生が使用をしたり、ふれない広場などの小学校の施設を中学生が使用したりするなど、小学校、中学校がそれぞれの施設や立地条件を生かした教育活動の充実。また、給食の配送時間がなくなるため、作りたての給食を食べられるようになります。

他にも、小学校と中学校に子どものいる保護者は、非常災害時等の児童生徒の引き渡しを容易に受けられることができる等の様々なメリットがあります。

児童生徒が減少しているからこそ、二つの小学校を統合し、中学校に隣接する形で統合小学校を建設し、将来の川上村を担う児童生徒の育成に向けて、小学校と中学校が協働し、児童生徒、学校、地域の実情を踏まえた川上村にふさわしい一貫した教育を実践していきたいと考えております。

また、統合、小学校の建設については、今まで多くの方が関わり、多くの方の意見をいただきながら、現在建設に向けて進んでおります。

統合小学校の意義は私がいま申し上げたことですが、強いて申し上げるならば、子供たちの減少と校舎の老朽化が進む中で、子供たちにより良い教育を提供し、快適な学校生活を送ってもらいたいということが、統合小学校建設の意義になるかと思えます。

それに向けて努力していきたいと思っておりますので、これからもご協力をお願い申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。由井議員。

○7番（由井基治君） 再質問します。教育振興課参事に再質問します。3点お願いします。

さっき総工事費、付帯工事を合わせて39億円に近い数字だったと思います。これをまだ基本設計をすれば、また物流の2024年問題、最低賃金の改正や円安が進み、社会情勢や様々な状況が変われば、建設費がもっと高騰すると考えられますが、その辺の見解をお願いします。

2点目は10年後、20年後、30年後、40年後の児童生徒の予測数を、分かる範囲でよろしいので、お聞かせください。

3点目はこれまでの経緯から、今までの工事の予定を考えれば、基本設計、開発

造成工事を令和6年度、本体工事を令和7、8年、令和9年度の開校に間に合うのか、この3点を質問したいと思います。

○議長（由井秀樹君） 加藤参事。

○教育振興課参事（加藤明男君） まず事業費のことなんですけれども、先ほど申し上げましたように、今年度から実施設計が始まりますので、今の段階ではなんとも言えません。例えば造成工事もグラウンドを上げるなどをして、残土処理がないようにしたり、工夫しながら進めていきたいと思っておりますが、当然人件費も毎年上がりますので、事業費もこれよりは上がってくるのではないかと予想されます。

次に10年、20年後の子供の人数ですが、予測値になってしましますが、国立社会保障人口問題研究所のデータと今後の村の少子化対策を鑑みて、10年後の小学校の生徒数は130名ほどになるのではないかと。20年後はもっと予測しづらいのですが、同じく110名ほどになるのではないかと予想しております。

次に令和9年4月開校に向けての工事ですが、今年度末から造成工事に入って7年、8年で工事をしていくのですが、8年11月秋には完成予定です。一応この計画で進めていくと考えております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 教育振興課参事の答弁で分かりました。39億円前後と、努力次第という答弁です。あと児童数の数字ですが、30年、40年は予想はつかないですか。

○議長（由井秀樹君） 加藤参事。

○教育振興課参事（加藤明男君） 30年、40年につきましてまだ人口問題研究所のデータもありませんので、なんとも予想つかないのですけれども、当然減っていくのではないかと考えられます。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 答弁ありがとうございます。引き続き教育長に再質問したいと思います。日本の人口が2060年には9,000万人を割って8,674万人、川上村の人口の推移、ネットで調べると、川上人口ビジョンという題名だったと思いますが、40年には2,926人、50年には、2,465人、今から37年後です。2,038人です。大体40年後に2,000人で、生徒の数はまだ分かりませんが、20人ずつ減っていったとして、70人くらいの数になるのではないかと思われます。

39億円をかけて、2,000人の人口で、37年後に100人を下回る生徒で、ランニングコストを考えれば、この小学校が必要なのか。その辺を質問したいと思います。

○議長（由井秀樹君） 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 子どもが少なくなっていくというのは、事実であります。しかしながら子どもが少なくなっても、子どもがいるわけですから、それに対してどういう教育をしていくかということが一番大事になると思っております。子どもが少ないから、どんな所でもいいだろうという考えではやっていけないと思っております。確かにお金は大変かかるわけですがけれども、そのことについては我々もなるだけ建設費を抑えるようにする、あるいはそれに向けて収入を上げていくというようなことも考えております。ですので、子どもが少ないからといって教育の質を落とすということは考えておりません。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 今の答弁を聞きまして、質を下げろと言っているわけではありません。2,000人の人口で40億円をかけた校舎を維持できるのかという質問です。よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 2000人になるのが、あと40年、その時に校舎自体を維持していくということについては、今のところ私としてはそれに耐えられるような、結局100年耐えれると、今の中学校もそうですけれども、そういうかたちで作ってきたわけです。ですので、小学校についても100年経ってももつ校舎を作っていきたいと思っております。

またそれについて、その時点においてもそんなにかかるような校舎にはしないつもりで、今やっております。2,000人だからその人たちが全部負担していくのかということは、今のところ考えなくもいいのではないかなと思います。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） この庁舎も23億円近く、左岸道路、新しい道、合わせると90億円の金額を今投資しようとしています。川上村が裕福になれば別ですが、これを維持していくことを考えれば、もう少し小学校も規模を小さくして、教育にゆとりがあるように作ったらどうかと思いますが、その辺答弁をお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 今由井議員から言われましたように、なるだけ予算を抑えていくかたちで、これから設計の方も考えていきたいと思っております。そんな感じで、だからと言って、先ほど申し上げたとおり校舎自体の機能とか、その点は落とさないようなものにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 答弁をありがとうございました。できるだけ最初の24億円に近い数字、どうしても計画の数字に近づけるように努力していただきたいと思います。

引き続き村長に再質問をしたいと思います。校舎を新しくする、40年も過ぎたし、校舎を新しくするという考えで、村長の気持ちは分かりましたが、私も4月の統一地方選挙で2度目の村会議員になりました。その選挙期間中に、統合小学校建設についていろいろな方から話を聞かれました。場所が適当なのか、本当に必要か、建設費は高くないのか、廃校跡地はどうするのか、一小、二小どちらかに統合できないのか、様々な意見がありました。

どうでしょう。村長、1年延期になったのだから、統合小学校建設を1度白紙に戻して、来年の村長選の審判を受けるか、村民の話をもう少し聞いて、考えたらどうでしょうか。

教育振興課参事の基本設計、開発造成工事、令和6年本体工事、7年、8年まだ間に合います。開校にあと1年、審判を受けてから判断してはどうですか。その辺をよろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 再質問ということでございます。先ほど来申したとおり私はこの1年間延びたこと、決して無駄にしないで、よくもう1度精査をして、削るところは削って、無駄なことはしないつもりでございます。現に、正直言って、グランドの場合、中学校のグランドを使えばいいじゃないかというのが私の案でございます。我々が通ってみても、今は中学生がグランドを使っていますが、なかなかあのグラウンドでいっぱい子どもが使っている姿を見たことはありません。それからプールだって同じプールで、また底上げして小学生、中学生と一緒に使えるプールでどうだとか、そういう案も提出しているわけでございます。また地中熱の場合も先ほど来いろいろ意見があるわけでございますが、地中熱は庁舎をこの冬乗り切ってから考え直したらどうだというふうな考えももっております。

様々なこの1年間で計画を見直しているのは現実でございます。また先ほど来、教育長が申しているとおり、40年先の子ども的人数は正直言って分かりません。あくまでも推測であって、はっきりしたことは分かりませんが、日本中どこを歩いてみても、人口が増えたというのは、全部が全部ではありませんが、どこでも中山間地域は人口減少が目に見えて分かっているわけでございます。

しかしながら第一小学校、第二小学校、修繕費を毎年なん千万円もかかっているわけでございます。そんなようなことから小学校建設委員会ができまして、その答

申を受けまして、今の恰好になったわけでございます。

非常に由井議員の言っていることは分かりますが、あくまで推測で、手探りの状態でやっているわけでございます。確かに人口は減ります。こんな大きな学校だともっともだと思えます。先ほど来出ているように、まだまだ時間はあります。再検討するところはまた再検討をできるだけ経費をかけない、そして未来につながる子供たちを教育したいとそんな考えでありますから、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 村長、答弁ありがとうございました。一番大事なところが答弁になっていないのですが、白紙に戻す、よく考えるは分かりました。地中熱もよく考えて1年勉強をして結果を出すという答弁でした。あと半年ちょっとです。それまで待ってから実施設計に入って、造成工事、本体工事に入ってからでも間に合うという意見もありました。その点答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 村長。

○村長（由井明彦君） 私の考えとしては、白紙に戻すつもりはありません。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 分かりました。村民の皆さんが納得いくようにしっかり説明をして、統合小学校建設に関わっていただきたいと思えます。

これで一般質問を終わります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で7番議員 由井基治君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。 通告番号4 3番議員古原和哉君

○3番（古原和哉君） 私からは、川上村人工林有効活用についてを題としたいと思います。川上村森林計画管理制度実施方針（実施計画）によりますと、8,577ha がカラマツの人工林とされています。その中で村が所有する人工林の面積はどのくらいかお聞きしたいと思います。

また川上村にある人工林を無駄にしないで、有効利用をしていくためには、60年70年の伐期を迎えたカラマツの皆伐、または植林が必要になると思えますが、現在村にある人工林を無駄にしないためのサイクルにはおおよそ何十年かかるか、教えていただきたいと思えます。

また質問に川上村における森林の関係するSDGsを題としたいと思います。川上村の円滑な森林こそが、川上ができる最大のSDGsと考えますが、南佐久南部森林組合の組合長でもあります村長に、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

ます。お願いをいたします。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 古原議員の人工林の有効活用についてということで、答弁いたします。

はじめに村の総面積の85%が森林資源ということであり、カラマツの人工林面積は約8,500haとなっており、その内、村が所有する人工林カラマツは、約2,900haであります。各地区の林野保護組合が所有するカラマツが約3,000haということになっております。

2つ目の質問ですが、林業の持続的かつ健全な発展のために植林をする、育てる、伐採をする、そしてまた植林をするというサイクルを、村の人工林で行っていくのに、何年かかるかという質問かと思えます。

村内の人工林のカラマツの面積が8,500haに対しまして、現在森林組合等が村、区、個人からそれぞれ請け負っている事業量、毎年50haから80haの森林整備を行っております。人工林カラマツがすべて伐採できると仮定した場合、現在のペースで1サイクルするには、単純計算で約100年以上かかるという計算になるかと思えます。

植林をして伐期の適齢期の成木となるまでのサイクル期間が約60年ですので、100年以上かかるということは貴重な森林資源にロスが生じている状況であると考えられます。森林整備のペースを上げなければなりません。また手入れが行き届かない森林は災害の誘発にもつながります。

木材価格の低迷、林業従事者の減少など林業の衰退は本村の喫緊の課題であると認識しております。また皆さんからも様々なご意見をいただき、森林行政を進めなければいけないと考えておりますので、またよろしくご願ひいたします。以上となります。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 古原議員の本村における森林に関するSDGs問題について答弁いたします。

まず今年度からは新しい5カ年計画である川上村総合計画がスタートいたしました。持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念は将来にわたって持続可能な村であり続けることを目指し、多様な主体（住民、行政、団体、企業）などとの連携・協力により取り組みを進める本村の計画にも当てはまるものであります。

今回の総合計画では、各施策目標の達成に向けた取り組みが、どのSDGsに寄

与するかを明らかにしています。森林・林業においても、SDGsの理念の下に取り組むことにしております。ご理解をお願いいたします。

さて、本村のカラマツの歴史を顧みますと、昭和20年から30年代にかけて植林されました。植林当初から経済成長する中で、木材の需要、特に土木工事用の仮設資材や港湾沈床材、電柱材として生産され、村の発展に大きく貢献してまいりました。

しかし、ご存知のように現在では、安い輸入材の増加、また土木技術の進歩によって需要が低迷しているという状況です。産業としての林業の生業が成り立たなくなると、森林への関心が薄れ、手入れが行き届かない森林や所有者すら所在がわからない放置された森林も目立つようになってきています。

他方、森林は地球温暖化防止のみならず、国土保全、水源涵養、快適な生活環境の創出につながり、我々に多くの恵みを提供してくれています。

「親が植え、子が育て、孫が伐る」という言葉のとおり私たちは過去から受け継いできた自然の恵みを未来に届ける責務があります。私も古原議員ご指摘のとおり、伐ったら植林し、村に緑の環境と次の世代にバトンを渡すことが最大のSDGsであると考えます。

課長の答弁のとおり現在のペースの森林整備では、村の森林資源に無駄が生じております。カラマツを伐採し、植林をすれば赤字になってしまうケースが多々ありますが、「伐採したら植林するというサイクル」をどうか所有者に意識づけ、好循環を構築してまいりたい考えていますので、様々なご意見をいただければ幸いです。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。古原議員。

○3番（古原和哉君） 今お答えいただいたわけですが、1年に50～80ha、100年以上かかるということになると、カラマツはうろが入ると使い物にならなくなってしまいます。

ぜひ森林組合の規模拡大と川上村と森林組合で新規のカラマツの販売先を見つける努力をしていただいて、ぜひ60年70年のサイクルでお願いしたいと思います。

また川上村の予算の何倍もの資源がここにあるわけです。ぜひそういうことを皆で共有して進みたいと思います。

カラマツの苗を大量に作る施設も同時に作っていただけたらどうかと思います。この質問は4年間時々報告を求めたいと思います。質問1を終わります。

質問2についてですが、ぜひ今年から実行に移して、お願いしたいと思います。

川上村の森林を健全な状況で維持していくことが、後世に残す大きな財産だと考えます。よろしく願いいたします。

質問は以上で終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（由井秀樹君） 古原議員の一般質問を終わります。

ここで 13 時 15 分まで休憩とします。

(11 時 56 分)

(休 憩)

(13 時 15 分)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告番号 5 1 番議員 中嶋 治樹君。

○1 番（中嶋 治樹君） 初めての一般質問で大変緊張をしております。どうぞよろしくお

願いします。まずは川上村長をはじめ執行部の皆様、職員の皆様とはこれから任期満了までの 4 年間、川上村の発展、そして村民の皆さんにとって住みよい村となるよう一丸となって取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いします。通告の質問に入らせていただきます。

児童クラブの運営について質問いたします。

まずは 1 点目、現在下地区の児童クラブは原公民館を使用しています。関係者の皆様はご存知かと思いますが、公民館の 1 階のみ使用という制限の中、児童が過ごしております。1 階スペースの和室は宿題や製作をするテーブル、その奥の半分は荷物置き場のテーブルが並べてあり、遊ぶスペースがない状態になっています。館内の遊べるスペースは廊下、小さなエントランスのみとなっております。数年前まで 2 階の広場が使用されておりましたが、施設への損壊が多発したことで使用が禁止となってしまいました。現在狭く限られたスペースで遊んでいる児童と宿題に取り組まなければならない児童が同じ空間で過ごすという厳しい環境となっております。

また雨天時においても最大 30 人を超える児童たちが狭いスペースで過ごしており、すでに何件かトラブルが発生しております。学校の空き教室の利用や 2 階を使用できるよう利用できるよう使用方法の改善、問題解決の方向で行政から積極的に交渉、打診を行わないのか。公民館会議室の利用を積極的に行えば、学習環境を整えられる状況など行政ができることはあると思います。

児童が安心、安全に楽しく過ごせる環境に対しての認識と解決策をどう考えているのか、伺いたいと思います。

2点目の児童クラブのより良いサービス提供のための環境改善対策について質問いたします。児童が狭い空間で過ごすため、どのような遊びが工夫されているか、課長自らどのくらいの頻度で、現場に赴き、児童の様子、支援員から意見、要望の聞き取りや児童保護者へのアンケート、ヒアリングは定期的に行われているのか、お伺いしたいと思います。

最後に児童クラブの利用を6年生まで引き上げられるかについて質問いたします。児童福祉法の改正により、これまで小学校に就学している概ね10歳未満とされていましたが、小学校に就学している児童となりました。厚生労働省子ども家庭庁が取り組んでいる「放課後児童健全育成事業」にもあるように、全国の施設において6年生まで利用できるようになってきております。

川上村においても利用学年を引き上げてほしいという声が届いておりますが、6年生までの利用について対応は可能なのか、改善するべき点はなにかをお伺いします。

以上、私からの質問を終わりにします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） 私から1番中嶋議員のご質問にお答えします。

児童クラブの運営についてでありますけれども、川上村の児童クラブは子育て支援、少子化対策の一環として、平成20年に下地区児童クラブがスタートし、平成22年に上地区もスタートしました。スタート時は当時夏場のみでありまして、冬期間は実施しておりませんでした。利用者の方の要望により通年利用できるように運用体制を整えるようになりました。令和元年からはこれも保護者の要望でありますけれども、夏休みも開所してほしいという要望がありまして、この年から開所、昨年度においては前年午後3時であったものを、1時間延ばして午後4時まで延长了ところあります。

現在児童クラブの登録人数は今日現在で、上地区が29名、下地区が39名になっており、村が定めます運営指針といいますか、によると両方とも40名以内という指針で行っているわけでございます。

近年の状況をみますと、下地区はほぼ40名か、それを下回るところぎりぎりのところで登録人数が推移しているところがございます。場所については支援員が下校の時に学校まで利用児童を迎えに行くことになっているため、学校に近い距離の原公民館、上地区は旧第二保育園で活動を行っています。

それぞれの安全確保のために使用するスペースを限定をして活動を行っている

わけでございますけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、下地区の原公民館は一時期1階のみならず2階の広場でやっていたことがありましたけれども、ボール遊び等で破損する事例があったりして、その後1階のみ利用でございます。

原公民館ですけれども、そういったことで勉強するスペースや遊ぶスペースが少ないのが現状となっております、前後しますが、6年生までお預かりできるかと言いますと、現状で指針いっぱいありますので、4年生以上の児童を預かるには大変な状況になっているわけでございます。

上地区においても、旧第二保育園は地区30年は経過し、建物の老朽化が進んでおり、それも問題になっております。児童クラブの理想的な施設として、遊ぶスペースの他に体調の悪い児童が休むスペース、支援員の事務スペースなどが必要となっております。現在は基準にあう施設の確保が困難ですが、先ほどの議論にありましたけれども、小学校が統合される次期に合わせて児童クラブの大幅なりニューアールのタイミングだと思っています。その時に実施すれば、受け入れる児童数、その時によって利用できる学年の拡充ができるか、そういうことも検討していく必要があると考えております。

もうひとつ支援の連絡におきましては、各児童クラブに主任支援員という責任者を1名ずつ配置し、その日の児童クラブの様子が毎日報告されております。また支援員と保健福祉課と定期的に、月1度になりますけれども、支援員会議を行っており、そこで問題点、要望等をお聞きしている状況でございます。

また今月末に予定されておりますけれども、年に1回か2回、小学校と連携のために小学校の先生と支援員、保健福祉課が参加する意見交換会も実施しております。さらに今年度から支援員を兼ねた会計年度職員を1名新たに採用しまして、さらに現場の状況を把握できるよう体制を強化しているところでございます。

また先ほどご質問ありましたけれども、課長が頻繁に行っているかということにつきましては、月1の会議の他には私が現場に行った時に聞き取り状況を外から見守りますけれども、そういった感じで逐次毎日状況は把握しているつもりでございます。

そして今年度でございますけれども、新たに利用される保護者の皆さんがお子さんの出欠を24時間、畑にいる時でも、夜思い出した時でも出欠の連絡、意見が言える「コドモン」という新しい連絡システムを7月から運用するために、保護者の皆さんに通知し、支援の研修会を開いたところでございます。

利用環境については、今日明日すぐ解決できる問題ではありませんが、今後も支

援員や小学校と連携しながら、保護者の方が利用しやすく、児童がのびのび活動できる環境目指して運営体制を整えてまいります。

また利用する保護者の皆さんにさらに要望意見を言っていただくために、保護者の皆さんとの意見交換会を今後開催していきたいと思っています。以上であります。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。1番議員 中嶋 治樹君。

○1番（中嶋 治樹君） 答弁ありがとうございます。再質問で1つ伺いたいのですが、先

ほど、始めた経緯が保護者からの要望だということですが、現在全国的には放課後支援育成事業というかたちでやっていると思うのですが、川上村はその事業の目的としてはやっていないということなんですか。

○議長（由井秀樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） 説明が足りませんでしたけれども、川上村の児童クラブは、「川上村放課後児童健全育成事業」ということで実施しております。この事業は補助比率はいま資料ございませんけれども、育成事業ということで県から助成をもらって行っているものであります。

言い忘れておりますけれども、最近数名の保護者の皆さんの意見、ヘルシーパークにも来ていただいたこともありますけれども、数名の方が6年生まで見てくれないかという要望もあることも事実でございます。しかしながら今登録している支援員が計11名ということでありまして、頻繁に募集しているわけでございますけれども、1日3時間程度の就業ということで、また皆さんが有償ボランティアということで、週2日がいい、週3日がいいという支援員の方もおられまして、実際のところいつも支援員不足と感じているところでございます。

まもなく広報等で第一弾、第二弾と募集するつもりでございますし、募集の成果か今年度4月から20代の女性の方が2人、支援員として入ってくださり、上地区を主にやっていただいております。以上でございます。

○議長（由井秀樹君） 中嶋議員。

○1番（中嶋 治樹君） ありがとうございます。支援員さんをやってくれる人がいないと

いうことは分かりました。川上村は仕事に就ける方が実際少ないのが現状だと思いますが、ぜひ支援員さん、6年生まで見ていただけるように改善していただけたら有難いと思います。

それから先ほどの統合小学校に向けて、新しい児童クラブか、場所は変更するの

か、考えがあるようですけれども、その辺は実際話に出ているのでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） その話はすでに何回か話をしておりまして、建設部局であります教育委員会と何回か話しをしています。そこで出ているのが、特に上地区の保護者の皆さんは現状の秋山保育園の跡地でやってもらうのが一番迎えに行き易いという話の方が結構いらっしゃいます。下地区は今の場所がいいという方とせっかくだから統合小学校の一角でできないかなと言っておられる方がおりまして、保健福祉課では開校と同時に、対象年齢になるお子さんの保護者の方にアンケートをするつもりでありますし、保育園等で保護者が集まる時に、出向いて意見交換会ができればいいなと考えているところでございます。

これからの問題は現状のところでは、学校の隣でなくなるわけではなく、通学バスで上地区の人は現状ですと、秋山の場所でまとめて降りてもらって、停留場に支援員が待っているというスタイルは想像がつくのですけれども、今問題になっているのは下地区でありまして、通学バスに乗る予定の児童ではない方を、原公民館でやる場合にどうやって移動してもらうかということがありますし、統合小学校の一角でやる場合は、現状は社会体育館の位置づけになるかもしれませんが、しきりが校舎と体育館の間にしかないということで、体育館でやるのがどれだけ可能なかという検討を今しております。

ということで、これから統合に向かって、またその時の児童クラブのリニューアルに向かって、これからどんどん詰めていって、保護者の皆さんの一番ニーズにあったものを実施していきたいと思っております。

先ほど言ったように支援員の拡充、できるだけ多くの支援員の方が募集してまいるように努力していきたいと思っております。

○議長（由井秀樹君） 1番議員 中嶋 治樹君。

○1番（中嶋 治樹君） ありがとうございます。現状できることとできないことがあると

思います。子どもがより良い環境で遊べるように、少しスペースを配慮してもらえたらいいと思います。

主任支援さんは県で行われている支援員の研修会などそういう所に参加しているのでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） それは参加しております。直近ですと、第一小学校の支

援員をやっている方がこの2月か3月に研修に参加して、研修終了証をいただいて帰ってきております。

○議長（由井秀樹君） 中嶋議員。

○1番（中嶋 治樹君） 最後に子育て世代にとって児童クラブは重要な行政サービスのひ

とつだと思います。川上村で働く女性や子どもの育てやすさは住みやすさの基準のひとつと考えております。喫緊に対応をしなければならない重要な課題と考えております。子どもは日々成長しています。解決できることはすぐに取り組んでいただき、今の子供たちのために努力していただくよう今後も注視していきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で、1番議員中嶋 治樹君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号6 6番議員、井出 光君。

○6番（井出 光君） 6番議員の井出 光です。通告書に従って質問いたします。

1、少子化対策について。合計特殊出生数の向上対策として、出産祝い金の新制度は検討されていますか。近隣の他町村と比較して遜色のないものにしていただきたいです。

2、子育て世代の支援として未満児保育の無償化は考えていらっしゃるでしょうか。小さな未満児保育に出している世帯は農業にしろ勤め人にしろ、所得の少ない家庭が多いのです。それで奥さんも勤めに出て行っても、2人預けたらもうほとんど所得が残らない状態になっています。だいぶ前よりは安くなっていますが、是非無償化にしていきたいです。

それから企業誘致について。新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、経済活動の活発化が期待されるが、企業誘致について具体的な案はありますか。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） 井出 光議員の質問にお答えを申し上げます。

合計特殊出生率の向上対策として出産祝い金の制度新設は検討されているのかについてございます。令和4年度の本村の出生数は18人で、過去最少となりました。報道等によりますと、全国的に出生率はこのコロナ禍の影響もあり、かなり減少をしておりますに、日本全体的な問題となっているわけがございます。

当村においては、昨年度から国の施策として出産子育て応援給付金を実施しております。これは妊娠・出産した女性を対象に10万円相当の現金を給付するもので

あります。政府はこの給付金の恒久化を検討しております。

村でも現時点では独自の出産祝い金等の実施はございませんが、今年度も実施している学校給食の無償化などに加えて、様々は角度から子育て支援を考えていかなければなりません。

また少子化対策は各課が連携し、昨年度から実施している婚活イベントなどあらゆる分野において将来を見据えた対策を早急に行なっていく必要があると思っております。

引き続き、子育て世代への支援としては、未満児保育の無償化についてでございます。子育て世代は結婚・出産・子育てが集中するいわゆる「人生のラッシュアワー」であり、負担が大きいことは十分承知しております。

一方で現制度下でも未満児の未満児の保育料が無料になったり半額になる制度があります。また政府は異次元の少子化対策を掲げ、2024年度から3年間をかけ、子ども子育て支援加速化プランを集中的に取り組むと発表をしております。

このプランの主な点は、児童手当の年齢の延長、多子世帯への増額、育休時の手取り額の維持や短時間勤務への給付といった経済支援が検討されています。

先に述べたとおり、村独自の取り組みとして給食の無償化も実施しておりますので、国と村の現状の施策ではどの程度支援が足りているのかいないのか精査する必要があると思っております。

またこのプランでは1人の保育士がみる園児数を減らすことが検討されております。仮に保育料を無償化することで申込者が増えれば、今以上の保育士、調理師の確保が必要になることから、無償化した場合の申し込み人数の把握を行う必要があると思っております。こういった点について総合的に判断し、引き続き検討を重ねていきたいと思っております。

企業誘致についてまず私も政策の1つでございました。先人の方たちの努力による高原野菜生産という基幹産業があることは、本村においても大変誇らしいことと感じています。しかしながらこうした産業構造ゆえに就労の選択肢が少なく、人口流失の一因となっていることもまた事実であります。天候や消費などに左右される不安定な農業経営を懸念し、他の職種へ就職を希望する割合も増えていると感じております。

このような現状から若い世代の流失による人口減少対策や新たな雇用の創出のため、村有地を活用した企業誘致は大変重要な施策と位置付けております。しかしながらどんな企業でもかまわないというわけではなく、千曲川の源流であることや

清浄野菜のイメージを守るため、また企業誘致を本村の発展に寄与するためには、  
どういった企業を誘致することが最善であるかということが重要であります。

企業業種等の選択については慎重に行うべきだと考えております。具体的には環  
境にやさしい企業などが望ましいと思っております。ただこちら側の意見で誘致す  
る上では大変厳しい地理的条件の場所であります。もっとも条件のよい地域でもな  
かなかマッチングしないのが現状であることは私も承知しております。

そうしたことを考えると、やはり中部横断自動車道の早期全線開通は、企業誘致  
の面でも大変大きな条件になると考えています。残念ながらいつ開通になるかまだ  
まだ未知数でございます。現段階ではいろいろと模索をしていますが、具体的な案  
まではございません。

今年はコロナ禍も明け、先進地の事例視察を予定していますが、こちらの条件整  
備など行い積極的な情報発信をし、統合後の小学校の跡地利用ともからめて模索を  
してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） 私からは企業誘致のご質問について、この3月に策定しま  
し

た川上村総合計画に沿ってお答えをしたいと思います。

今年から5か年の本村総合計画であります。皆様のご協力によりまして策定が  
完了いたしました。ホームページにも掲載しておりますし、先日、大西議員にもご  
意見をいただき、役場村民ホールや文化センターの図書館にも冊子を設置しました  
ので、是非ご覧いただければと思います。

総合計画の中では、企業誘致・創業支援と就労・雇用の2項目を計画に掲げてお  
ります。

内容的には先程村長が申し上げた施策方針に基づいた取り組みが概要になって  
おり、村外からの企業誘致と村内における創業支援により雇用を創出し、Uターン  
者の働く場の確保や人口流出の抑制を目的としております。

企業誘致については、村長が答弁申し上げたとおり、大変ハードルが高いと感じ  
ております。正直、地方の企業誘致は過熱しており、競争も激化しております。た  
だ本村の農業や自然環境、観光資源を望む企業もあるはずで。村長が申したとお  
り早く誘致の方針を定め、情報発信をすべきと考えております。

またそこにはやはり企業への優遇措置などの見当も必要かと思っております。他市町村  
では、地元雇用を条件に固定資産税の減免を行ったり、敷地の造成工事を支援し

たりと、様々な取組を行なっております。きっと他と同じことをしてもなかなか誘致につながらないと思いますので、十分に検討してまいりたいと思います。

また今年度から、アウトドア企業のメンバーが事業展開している、南佐久郡全体を一つの観光エリアと考える「フレンドエリア八ヶ岳・奥秩父」取り組みに参画をいたしました。村内事業者が「フレンドショップ」へ登録することで、約 100 万人を超えるメンバー優良会員に向け PR が可能となりました。村の情報をこうした発信力を借りて伝えることで、回り回って企業誘致にもつながるのではないかと考えております。

当然ではありますが、企業誘致に成功すれば人口の流出に歯止めがかかるものではありません。

総合計画にある子育てや医療、福祉、インフラ整備など様々な施策は必ずすべてがつながっており、目的を達成するためには同時に実施する必要があります。これからも先を見据えた検討、そして事業化に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 井出議員。

○6番（井出 光君） ご返答ありがとうございました。行政の方で少子化対策、人口減少に対して、努力されているのは十分理解できますが、この川上村の人口の推移で、昭和 60 年から 34 年間で 990 人の減少、これに対して過去 17 年間でこの半分の年で 1,000 人以上が減少しています。これは緊急課題で、村の存亡に関わる緊急課題だと思います。このまま減少しますとあと 10 年で人口 3,000 人を割ってしまうということです。

各役場の皆さんで奮闘しているのは分かるのですが、今その対策の専門の部署がないということです。これは本当に緊急課題として少子化対策、人口減少にもっと予算を割いていただいて、学校に 37 億かけるのであれば 1,000 万、2,000 万の金額を人口減少の対策に充てていただいて、特別対策室、こういうものを設置していただいてこれを真剣にやらないと、川上村がなくなってしまうような、潰れてしまう状態になると思います。この辺を村長にお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 井出光議員おっしゃる通りでございます。言われるまでもなく村も真剣に取り組んでいるところでございます。また機構改革をいたしまして、子育て支援の課などを設置いたしまして、真剣に取り組む所存でございます。またよろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 井出議員。

○6番（井出 光君） ありがとうございます。それと少子化もなのですが、原因の1つとして晩婚化、未婚化、男性でも女性でも私たちの周りに50歳を過ぎても結婚しないという男女がだいぶ川上村で増えています。その対策をなんとか考えないとますます人口が減っていってしまうと思うので、それを真剣になって皆で村中で考えないといけないと思うのですが、その辺もよろしく対策お願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 確かにその通りです。私も1人そういう子供がいて、大変苦慮しているところでございます。昔のように縁結びをする人がいなくなったということも事実でございます。それからある程度昔は強引にさせられたというケースもございます。しかしながらそういうのは結局功を奏しているわけでございます。どうか議員の皆さま方もレパトリーの広い中で、是非そういう仲間同士で「あの子とあの子はどうだ」というような縁結びの神様の存在になっていただければ、我々も幸いかと思います。また我々職場も一所懸命こういうことで頑張りますから、よろしくまたお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 井出議員よろしいですか。以上で6番議員 井出 光君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号7 2番議員川上真人君。川上議員。

○2番（川上真人君） 2番議員の川上真人です。これから4年間よろしく願いいたします。初の一般質問ですが、通告に従い質問をさせていただきます。

川上中学校の部活動指導者の地域移行への現状について伺いたいと思います。川上中学校の部活動を指導する教員と外部指導者への報酬費が令和5年度の一般会計予算に計上されておりますが、それぞれのクラブ名と何名の外部指導者により指導が行われているのか。

また現状の大会等への引率方法はどうなっているのか。大会に向けての練習における施設の使用料等の補助は現時点でどうなっているのか。

次は村民体育館の修繕についてです。令和4年度の村民体育館の村内・村外者の利用人数はどのようになっているのか。また小学校が統合されれば、それぞれの体育館の利用方法にもよると思われますが、村民体育館の照明等も老朽化が進んでおり、現在3つほど照明が点いていない状態だと思われます。今後村民体育館として活用していくのであれば、LED化等の工事等の予定も組んでもらえればと思っておりますが、その工事の予定等はあるのか。こ3点質問させていただきます。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 私から川上中学校の部活動指導者の地域移行への現状についてお答えをいたします。

現在、教育委員会では、休日の部活動の地域移行について、令和6年度以降に実施するために進めているところであります。移行に向けた準備段階として本年度から移行後の基準単価による報償費を予算計上させていただいたところであります。なお本年度から南佐久郡下の中学校では拠点校方式ではありますが、合同部活動が実施され地域移行化が進められつつあります。川上中学校では卓球部がそれに参加しております。

現在の中学校の部活動ですが、野球部、女子バレー部、女子卓球部、男子ソフトテニス部、剣道部、スケート部、スキー部、総合運動部、吹奏楽部の9の部活が行われております。競技的に見ますと、総合運動部の中に水泳、陸上などがありますので、10以上の競技で活動しているということになります。

それぞれ9の部活に顧問の先生がついていますので、9名の先生が顧問となっております。またそれぞれ副顧問の先生が配置されていますので、延べ数になってしまいますが20名の先生方が関りを持っているということになります。

また外部指導者をお願いしているところでありますが、それは野球部、女子バレー部、女子卓球部、剣道部、スケート部、スキー部、陸上の7部活、9名の方をお願いしています。

2点目の大会等への引率方法になりますが、これは大会の内容によって異なる部分があります。中学校体育連盟、いわゆる中体連の大会ですが、これについては顧問の先生が引率をしまして、バス等を利用して参加しております。状況によっては外部指導者の皆さんも現地に行っていて、指導をさせていただいております。それ以外の大会につきましては、学校の関わり方が薄いといわれるような大会については、自主参加が原則でありまして、保護者の責任において現地集合、現地解散を原則としていただいております。

なお中体連の大会でありしましても、参加人数ですとかによっては、顧問は現地へ赴きますが、現地集合、現地解散をお願いしている場合がございます。

大会に向けて施設の使用料ということではありますが、村内の施設についてはすべて無料で利用させていただいております。これは学校だけではなくて、村の村民の方であれば無料で練習ができますので、中学校の体育館であろうと、村民体育館であろうとグラウンドその他無料というか、減免して無料で使っているという

のが現状であります。

私からは以上になります。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 高見澤公民館長。

○公民館長（高見澤 光君） それでは私から、2番 川上真人議員の村民体育館の修繕についてに対してお答えをします。

令和4年度の村民体育館の利用者数を申し上げます。令和4年度村民体育館の利用者は、村内2,864名、村外120名とでございます。なお村内の内訳として、1階アリーナ2,706名、2階卓球場158名であります。

次に体育館の修繕についてお答えいたします。村民体育館は昭和55年度に建設され、建設後約43年が経過しております。過去の主な修繕としては、平成22年度に屋根、アリーナ壁、床、外壁塗装、耐震化、暖房整備等大規模な改修を行いました。建設後40年以上経過した施設ですので、照明等も老朽化し不具合もございます。議員ご指摘のとおり現在3つほど照明が使えない状態となっております。ただしこの3つにおきましては、体育館使用に際して照度、明るさ等に今のところ影響がないので、現在それを直すという予定はありません。

また令和5年度において、LED等に交換するという交換工事の予定はございませんが、令和6年度以降、状況をみながらLED化を検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 川上議員。

○2番（川上真人君） 大会に向けての練習における施設の使用料等の補助の話ですが、私、質問の内容が不足でしたが、例えば野球でいくと村外のグラウンドで試合がある、そのために前もってピッチャーはマウンドで投げてみたいとか、村外の施設の利用についての質問でしたが、その金額、会場使用料の補助は今されているのかという質問でしたが、それが分かればお答えをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 教育振興課長に申し上げます。答弁は可能ですか。

長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 通告から少し外れていましたので、どうかとは思いましたが、お答えさせていただきたいと思います。

簡単に言いますとそのことについては把握をしておりません。多分内容にもよるかと思いますが、もし中体連の大会に関連してということになる場合については、検討の余地あるかもしれませんが、通常のものでない大会については、自主参加いただくというのが原則で進めていますので、それに関連する分については難しいかな

と考えております。そんなところでお願いします。

○議長（由井秀樹君） 川上議員。

○2番（川上真人君） 是非ともこういうものも多少なりとも補助をお願いしたいと思いを。ありがとうございました。

もう1つなのですが、生徒の引率のことなのですが、今後、先程、教育振興課長言われましたが、運動部だけでなくとも近隣町村との合同練習なども検討されています。一部部活動、先程言われた卓球部はやっておりますが、合同練習等においても選手も含め運転手を含めた村の方での引率は可能なのか、これは保護者の負担軽減にもなるし、子育て支援にもつながると思われまますので、そちらの方も検討をお願いしたいと思うのですが、今後のお考えはどんなでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 合同練習いろいろな種類、場合が出てくるかと思われまます。今、南佐久で合同でというのは、地域移行化する中で、南佐久で集まって中学校独自では人数が足りなくて成り立たない部活については、例えば南牧村、佐久穂、小海合同で練習をしていった方が効率的だろうということであります。その事務については南佐久郡で佐久穂町に事務局がありまして、そこで対応をしております。私共としてもそういったところには何かしらの、川上村は遠いものですからそこへ行く場合、何かしら支援が必要になってくるのではないかという予測はしていますので、検討をしていきたいと思いを。

それ以外の部分については、先程今の大会の種類に応じて検討をしたいと思いを。

○議長（由井秀樹君） 川上議員。

○2番（川上真人君） 是非とも保護者の負担、また外部コーチの負担がなくなって、よりよい部活動ができるように前向きで考えていていただきたいと思いを。

ありがとうございました。

○議長（由井秀樹君） 以上で2番議員 川上真人君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号8 4番議員 渡邊亜子さん。渡邊議員。

○4番（渡邊亜子さん） 4番議員の渡邊亜子、通告書により質問します。よろしくお願いを。

1番目の質問。がん患者への方への助成事業、アピアランスケアについてです。一生涯のうち何らのがんになる割合は三人に一人と言われていいます。抗がん剤の種類により髪の色が抜けてしまなど、外見の変化で苦しい思いをする方も多くいいます。

病気を治療しながら就労したり、社会参加する人が増えている中、患者の苦痛を軽減する外見のケアは全国の県や市町村で助成制度の導入が進んでいます。

令和5年4月より長野県でがん患者の方への助成事業、アピアランスケアが始まりました。長野県の対象となるのは、医療用ウィッグ、毛付き帽子、ウィッグの下に付けるネットやキャップなどの頭髪補正具、乳がん患者の方への補助具、手術で指や鼻など体の一部を失った人が付けるエピテーゼと呼ばれる人工の器具も含まれます。

現在長野県では22の市町村に窓口が開設しました。長野県によると、38の市町村が令和5年度中の実施を予定しており、県民の8割が助成を受けられるようになるようです。川上村でもアピアランスケア助成事業を行う予定はありますでしょうか。

2番目の質問です。村営住宅について。2018年から5年間の川上村総合計画に川上村公営住宅と長寿命化計画に、計画的な住宅の維持管理を実施とあります。今年度からはきわだ坂、本郷の修繕の計画がありますが、ほかの秋山地区、御所平地区の村営住宅の修繕計画と、村営住宅すべての管理はどのような形で行われているか教えてください。

3番目の質問です。村内の情報発信ツールについて。村内に10年前にできた子育て生活情報アプリ「カプリ」というアプリがあります。毎年予算が付いていますが、今まで十分に活用されていないように思われます。社会におけるデジタル化の急速な進展により、SNSは手軽で便利な通信手段となってきました。

その中でも多くの方が使っているSNSに、人と行政の距離を縮め、行政が抱える地域の課題の解決策、持ち運べる役所構想があり、地方公共団体公式アカウントが無償で利用できることになっています。近隣では佐久市が利用していて、行政からの情報発信や手続きがスムーズに行われ、利用する側も手軽に情報を得られる仕組みとなっています。

今後村ではこのようなシステムを取り入れていくお考えはありますでしょうか。

以上、質問は終わります。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） 私からはがん患者へのアピアランスケアについて、令和5年4月より県で助成事業が始まったものでございますが、県内では22の市長村で窓口が設置されていますが、川上村では助成事業を行う予定があるかというご質問でございます。

アピランスという言葉は、広く外見を示す言葉でございますが、がん患者においては手術、抗がん剤、放射線などの治療により、傷跡、脱毛、皮膚の変色など患者の体のさまざまな外見の変化を指すものでございます。

これらは患者にとっては大変大きなストレスとなっております。アピランスケアは医学的、整容的、心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するものとなっております。

おっしゃっている助成事業についてですが、この事業は今年度から始まった長野県の助成事業であり、窓口となった各市町村に助成を行なっているものでございます。

内容といたしましては、化学療法、放射線療法等による脱毛や手術療法による乳房切除など治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成するものです、

補整具の主なもので、ウィッグや乳房補整具などがあげられます。助成事業はこれらの購入経費に対し2万円を限度に2分の1を県が補助するものとなっております。

アピランスケアは、今後がん患者の方々が仕事などで社会生活を送るために必要な支援策の1つとして大変重要になってくると考えられます。治療法や検査技術の進歩によりがん患者の生存率は伸び、早期がんの多くで90%を超えております。がんが治癒された方や、治療を受けながら仕事などの社会生活を営む人は今後ますます増えると考えられます。治療と仕事の両立を初めとする生活支援を一層進め、がん対策の柱の1つであるがんとの共生の一助の施策として、今後積極的に取り組んでいくべき事業と考えております。

これから令和6年度の助成制度の開始をはじめ、その他がんに関する電話相談や助成受付のための面談の仕方、がんに関する情報の提供など、総合的にがん患者の支援をしていく体制を早急に検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 村営住宅の質問についてお答えをします。

村営住宅の入居状況についてご説明申し上げます。令和5年度6月8日時点での入居状況ですが、公営住宅ですが、本郷団地（昭和50年建設）が戸数2棟の6戸でございますが、こちらはいっぱい状況です。

続きまして本郷住宅（昭和51年建設）ですが1棟3戸で、入居戸数は2戸となっております。

きわだ坂団地（昭和 53 年建設）ですが、戸数は 2 棟 6 戸で、入居戸数は 2 戸となっております。

次に地域特別賃貸住宅ですが、こちらは一戸建ての住宅です。まず室屋団地（平成 3 年建設）ですが、戸数は 6 戸で、入居戸数は 6 戸となっております。男坂団地（平成 4 年建設）の 1 戸建てですが、こちらの戸数は 6 戸でして、6 戸が入居されております。

特定公共賃貸住宅ですが、こちらは 3 階建ての住宅です。男坂団地 A 棟（平成 5 年建設）ですが、戸数は世帯用 6 戸、単身用 12 戸となっております。入居戸数は世帯用が 4 個、単身用 11 戸入居されております。男坂団地 B 棟（平成 5 年建設）ですが、戸数は世帯用 9 戸、単身用 9 戸となっております。入居戸数は世帯用が 9 個、単身用 7 戸入居されております。

地域優良賃貸住宅ですが、こちらはいわゆる新婚住宅ですが、居倉団地（平成 24 年建設）ですが、戸数は 8 戸で、入居戸数は 7 戸です。原団地（平成 30 年建設）ですが、戸数は 6 戸で、6 戸が入居されております。居倉団地（令和 2 年建設）ですが、戸数は 2 戸で、入居戸数も 2 戸となっております。

このほかにも、厚生住宅が 2 戸のところ 2 戸で、旧校長住宅は 2 戸のところ 2 戸、旧中部電力の住宅ですが、こちらは 1 戸のところ 1 戸、秋山の駐在所ですが、こちらも 1 戸のところ 1 戸入居されております。

また旧職員住宅 1 戸も入居戸数は 1 戸です。旧医師住宅も 1 棟をお貸ししております。村内の全戸数は 86 戸となっております。入居されている戸数は 75 戸となっております。

今現在空室となっている部屋もありますが、現在も退居された方から部屋のクリーニング等を実施したり、不具合箇所を修繕したりして、希望される入居者にお貸しする予定でおります。

今後の建設計画は、昨年等は夏の間村外から農作業のために通って来られた方もおられ、十分に希望にお答えできていなかった面もございますが、今年になりましてからは、今のところ少しの空き状況で推移しており、おおむね入退居がバランスよいかたちであると思っております。

本郷団地ときわだ坂団地の改修予定ですが、令和 5 年度当初予算で計画しておりますとおり、きわだ坂団地の 2 棟中の 1 棟、3 戸分の改修を予定しております。まだ先の話ではありますが、お認めいただければ令和 6 年度もきわだ坂団地のもう 1 棟、3 戸分を改修したいと考えております。

将来については、本郷団地につきましても、引き続き改修したいと思っております。ほかの団地ですが、こちらはまず、きわだ坂団地と本郷団地の改修を行なってからその後の住宅の改修ということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

いずれにしましても、適正な住居の確保が必要であると考えておりますので、計画的に修理や改修を進めていきたいと思っております。

住宅の管理状況ですが、こちらは総務課の行政住民係の方で行なっておりますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） 私からは、村内の情報発信ツールについてのご質問にお答え

をいたします。子育て情報アプリ名称「カプリ」につきましては、初期費用の事業費 143 万 1,000 円は内 100 万円を補助金を財源とし、7 年前の平成 28 年から情報発信ツールとして、当時、保健福祉課福祉係が担当し、運用を開始しました。メニューは 6 つありまして、村からのニュース、子育て、健康、文化、スポーツ、生活に関する情報を発信できます。

議員ご指摘のとおり当初は子供の健診や予防接種のお知らせ、イベント情報など各担当部署において、係長決済で随時発信しておりましたが、今では子育て支援センターからのお知らせのみで、十分な活用がきているという状況ではありません。予算的には毎年 32 万円余が保守管理委託料として支出がされております。

議員がおっしゃる多くの方が利用している SNS の持ち運べる役所構想は通話・メールアプリ「ライン」のことと思われそうですが、村でもすでに 3 年前、職員からの事業提案があり、導入について検討したことがあります。

しかしちょうどそのタイミングで「ライン」利用者の個人情報流出が全国的に問題となり、実施要綱案まで作成しましたが、導入を見送った経緯があります。その当時、県内 77 自治体の内、導入されたのは 9 団体のみでありました。

「ライン」は非常に普及しているアプリケーションアプリと認識しておりますが、また災害時、停電時にも強く、情報伝達にたいへん有効であると考えます。

また拡張ツールいわゆるオプションを付けなければ無償で活用できます。

今後このような SNS を導入する予定はあるかというご質問ですが、今年度はホームページのリニューアル（マイナーチェンジ）を予定しており、今よりホームページを見やすくし、情報発信を行なっていきたいと考えております。

例えば防災行政無線で放送した内容をご自身のタイミングで確認できる機能や8か国語多言語変換機能の追加など、改良を予定しております。

また現在村の情報発信ツールとしては、防災行政無線(村内放送)、KCV文字放送、広報誌、ホームページ、カプリ、ツイッターがあります。「ライン」を導入しても発信できる情報が増えるわけではありませんが、手段は多様化されます。いろいろな世代や外国人農業従事者等へより確実に情報発信を行なっていく必要性は感じておりますので、今後「ライン」に限らず、各種SNSを活用し、情報発信を行なっていっていきたいと考えております。

ただ、現在のアプリやホームページの更新状況を見ると、いくら身近なツールでも職員がしっかりと管理・活用ができなければ住民サービスにつながりません。導入する場合は、村民と行政の距離を近づけるよ、できるだけ運用基準も簡素化して、活発な情報発信につながるよう検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長(由井秀樹君) 再質問を許します。 渡邊議員。

○4番(渡邊亜子さん) アピアランスケア事業については検討中とのこと本当にうれしいです。私の周りにも友達がたくさんいて、いろいろ悩んでいる方もいたので、これは早急にやっていたかかないといけないなあと、これを探しました。またよろしく願いいたします。

そしてあと村営住宅については、よく分かりました。そして村営住宅の入居者の中にも高齢者の一人世帯も増えていて、皆さんの快適な暮らしを守るためにも入居者皆さんの声を聞くこともがだいじだと思えます。住宅の適正な管理を行っていただき、修繕計画に基づき順次進めていただきたいと思います。お願いします。

そして3つ目ですが、ホームページのリニューアルと多国言語の改善はとてもいいことだと思います。

そしてラインについてですけれども、どのツールにもマイナンバーもそうですけれども、個人情報の流出とか必ずつきものですが、佐久市のツールを使ってみるところすごく便利なんですよね。ごみを押すともう次の日のごみの予定が出ますし、そのアプリを管理操作される職員の負担は増えると思うのですけれども、メリットとしては職員の業務負担を減らしながら住民の利益や生活を守ることが期待される。あとユーザー自身が日常的に使い慣れているためにサービスを提供しやすい。あと独自のアプリを開発するとなると、必要以上に開発の経費が嵩みます。そして災害による緊急対応、政策の変更や新しい制度の導入のたびに業務が増え、自治体の業務は増加する一方だと思います。紙媒体を希望される方、KCVや文字放送など

はもちろん必要ですが、アナログの業務スタイルが原因で事務処理が遅れる事態を避けるためにもデジタル化から DX も進めていただきたいと思います。

以上納得したので、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番議員 渡邊亜子さんの一般質問を終わります。

これで本定例会に通告のあった一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労様でした。

（散会 14時 29分）

## 令和5年第2回川上村議会定例会

令和5年6月15日

(開会 10時00分)

○議長（由井秀樹君） 皆さんはようございます。定刻になりました。

本日は全員の出席を得ております。

これから本日の会議を開きます。

### 日程第5 議第48号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第5 議第48号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 大西議員。

○9番（大西たま子さん） この保険条例については毎年定例会のときにいつもこれが出ます。それで今回はかなり長い文章でよく私には理解できないものなのですけれども、ただ理解したことは「ああ保険料が上がるんだなあ」という思いがしました。

それで今年度の国民健康保険税の条例についてこういうふうに書いてあるということは令和5年度の保険料はどのようなかたちで私たちに徴収されるのか質問をいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 説明させていただきます。先程も説明しましたけれども、この長い文章があるわけですが、これについては税率の変更分が文言で書きますとこういうかたちになってまいります。

今年の国保税の税率を決定するのは、国民健康保険運営協議会という会が開かれるわけですが、これは5月31日に開かれました。その中で決定した内容が今回の条例改正の内容となっております。

主なところで言いますと、人口的なところで、川上村の国民健康保険の被保険者が、令和4年では2,309人であったものが、令和5年には2,812人ということで、上がっております。

なぜ上がったかということ、外国からおいでいただいている労働者の方々の国民健康保険に加入する人数が増えたということで上がっております。これはコロナの影響だとかそういったことで入ってこなかったことに比べまして、今年は大いぶ上がるという予想をされているということです。

それによりまして、県全体で算出しました川上村のシェアというものが大きく上

がることになってしまいますので、川上村の負担分が上がります。

川上村からの負担は1億70万8,000円という金額が上がるようになってしまいました。そのために今年も川上村の国民健康保険をうまく回していくためには、その分だけ皆様方の負担を増やさなければならないということになりました。

中でも国民健康保険への基金ですが、基金も今1億9千万円ありますけれども、こちらを約半額切り崩しまして、目標分に充てようかということでございます。

それと去年の所得の関係がすごく上昇していればそんなに皆様方から税率を上げていただかなくてもかまわないのですけれども、去年はそれほどよくなかったということで、結局これだけのお金を皆様からいただくためには税率を上げて負担していただくということがどうしても必要になってくるのです。

近隣の町村ですけれども、率的にはそんなには川上村が6%ということで、医療給付分が6%、広域分が2.4%、介護給付分が2.0%ということで、これは先日の私が説明した文言の中にも入っておりますけれども、そういったことでやらせていただいておりますけれども、近隣に比べても、例えば南牧村ですと医療分で6.64%、広域支援分は1.27%と、うちより半分ぐらいになります。介護給付分については南牧村は1.04%とこちらも2%と比べると半分ぐらいになります。そんなには変わらないと思います。

あと均等割、平等割分もこの前の説明の中でいろいろ出てきましたけれども、その中でそういったものの金額についても南佐久郡内ではさほど変わりはないと思います。ですので、南佐久全体でも全体的に引き上げるかたちという傾向は変わらないと思いますので、よろしくお願ひします。

仮にですけれども、順にいけますが、農家の方で40歳夫婦で子供2人、課税所得が令和4年が500万円、令和5年が435万円、固定資産税が10万円の世帯だとすると、昨年に比べまして、3万8,000円ですね、64万2,000円から68万円に上がりますので、3万8,000円の増加になります。

個人事業主で50歳未満50歳の夫婦で課税所得が200万円で固定資産税が10万円の世帯については令和4年が32万7,000円から令和5年が36万8,000円になりますので、4万1,000円の増加になります。

そのほか所得の低い年金世帯は2,100円ぐらいの上昇になってきますので、そんなには変わらないのですけれども、そういうことで税率の上昇によって金額の上昇はどうしても発生するというのでよろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子さん） 国保税についてはどこでも負担率が高い高いということで引下げを求める声もあるわけですがけれども、川上村の場合は若い世代が国保に入っているということで、かなりの額を取られているとか徴収されていると思うのですけれども、やはり国保は私たちにとっては命綱になっています。これからも適正な額で医療が受けられるような金額を模索していただきたいと思います。

かなりの額を基金から切り崩して今回は充当するというので、大変で大丈夫なのかという不安もありますけれども、適正な処理をよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） ほかに質疑ございませんか。 林 克比古議員。

○8番（林 克比古君） 内容を聞いていますと、大変難しいことでちょっと分からないことがたくさんあるのですけれども、改正案を見る限りいろいろな項目で増加しています。それで最後に私が聞きたいのは毎年見直している中で、将来的に負担はどう変わっていくのか、見通しについてお伺ひしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 先程申しましたように、国保の被保険者の数がみなしですけれども、だいぶ増えてしまっているところが現状でありまして、今年はこれだけの上昇になっております。これが逆に減ってきますと、当然のことながら負担が減ってきますので、税率はそんなに上げなくてもいいということになります。先程大西議員もおっしゃっていましたが、若い世代も入ってきているということで、川上村の国保自体はそんなに減るといふことの傾向はないかなあと思いますので、そうなりますと、少しずつでも上がっていくかなあと考えています。

ただし今年は推計分がこれだけ人数が上がってしまっていますので、推計について、外国人の方が国保に加入する率はそんなに変わらないと思いますので、そこでの人数がある程度平均化とか一定化してきた場合にそんなに上げなくてもいいのかなあと思いますので、今年はちょっと無理をして1億9千万円の半額ぐらいの基金を使ってしまうわけですが、来年度以降はそんなに基金を取り崩すということは必要ないままで上がらないままでいくのかなあと思います。

あとは先程申しましたように、村全体の所得が皆様方の税収の関係がどのくらい上がってくるかということにもよりますけれども、所得が令和4年と同じだったとしてもそんなには上がらないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 林 克比古議員。

○8番（林 克比古君） やはり予測がつかないということで、今の課長の話でいくと、

それに対してははっきり分からないけれども、そんなには影響がないということ  
よろしいでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 現状の人数等、加入世帯でいけばそんなには変わらないとい  
うことをご理解いただければと思います。

○議長（由井秀樹君） 林 克比古議員。

○8番（林 克比古君） ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） ほかに質疑ございませんか。 井出議員。

○6番（井出 光君） 今回の改正ですけれども、ほとんどのところで値上げになっている  
わけですけれど、4条7条9条の固定資産税額にかかる分は減額になっているの  
ですが、その理由を教えてくださいと思います。外国人のことなのかなと思う  
のですけれども、なぜその辺だけ減額して、他のところは上げているのか。逆にそ  
こを据え置きにして、他のところを上げる率を下げるとか、その辺はできないのか。  
その辺を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） よくご存知のとおりでありありがとうございます。すみません。  
資産税割については令和8年度までに佐久圏域で広域化ということを目指にして  
おりまして、令和8年度までに資産税割をゼロにする目標があります。ですので、  
医療給付分については毎年、今年 20%だったものが 15%、広域支援分については  
8%が6%、介護給付金分については4%が3%と下げていって、令和8年度には  
ゼロにしたいということで、段階的に下げていくようなことになっているので、資  
産税割については下げていくということになりますので、よろしくお願ひします。

○6番（井出 光君） はい分かりました。

○議長（由井秀樹君） いいですか。 ほかに質疑はございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第48号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に  
賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

## 日程第6 議第49号 川端下辺ほか2辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（由井秀樹君） 日程第6 議第49号 川端下辺ほか2辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第49号 川端下辺ほか2辺地に係る総合整備計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

## 日程第7 議第50号 令和5年度川上村一般会計第2回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第7 議第50号 令和5年度川上村一般会計第2回補正予算 議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 林議員。

○8番（林 克比古君） 一般会計の第2回補正予算、4款の衛生費2目予防費新型コロナワクチン接種委託322万8,000円です。診療所に委託する内容ですが、すでに始まっている事業なのに、診療所特別会計に実施するための予算計上がされていないのはどうしてでしょうか。

また五類に移行したことによる状況変化で、今後の接種計画はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） 19頁4款の衛生費の2目予防費ですが、ご質問にあった新型コロナワクチンの接種委託について、計上はしてあるが、診療所の方には歳入項目として金額が計上してないという内容だと思いますけれども、これについては今回の接種が五類に変わったことまた国の判断が接種体制を指示するのがちょっと時期がずれたということで、結果的には何回か申し上げましたけれども、6、7月で65歳以上と特別疾患の方がまず接種することになり、年内に他の全世代の接種をもう1回やるということが追加で決まりました。

そういうことで、当初予算の段階ではその接種体制が決まっていなかったもので、

今回させてもらったところでありまして、これも実績によるものですので、接種が6、7月でやりまして、前半の実績が出たところでまた診療所の方でも先の方の計上をする予定だと思えます。

いずれにいたしましても今年度については、両方合わせて800名程度の接種を今のところ予定していますけれども、まったく見通しが立たないので、接種の時期、時期でこういった予算計上をまた追加で出る場合もありますので、その時はよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（由井秀樹君） 林議員。

○8番（林 克比古君） 今課長のお話を聞いていると、まだ未確定のところがあったりして予算も増えるかもしれないということ、それから接種計画もまだこれからはつきりずれることもあるということで、よろしいでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） おっしゃるとおり今年に関してはそのときの五類になったということで、感染状況により、接種される方が極端に少なくなる可能性もありますし、まったくちょっと先が読めない状況でありますので、その都度その都度最新の実績によりまた補正等お願ひしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 林議員。

○8番（林 克比古君） 内容が分かりましたので、以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） ほかに質疑ございませんか。 井出議員。

○6番（井出 光君） 2款総務費の一般管理費の中の12頁、展示物借上げ料宇宙服と伺いまして、見に行ってきたのですけれども、つなぎで作ったような宇宙服で本物ではないですよ。たぶん写真撮影用の宇宙服みたいな物で、それに132万円も出して、借りておく価値があるのか。返してしまった方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 2階の展示物についてですけれども、これはJAXAの方から借りているものでして、最初は購入を考えていたのですけれども、着数が少ないとか作っていないということで、もうこれ以上売り渡すことはできないということでありまして、急きょ借上げということになりました。

今、議員おっしゃるとおり、その費用についてお考えになることもありますけれども、とりあえず今年のところは展示のメインの場所となりますので、場所については検討させていただければと思えます。

○議長（由井秀樹君） 井出議員。

○6番（井出 光君） 展示するのはいいのですけれども、展示してある品物があまりにもお粗末で、写真撮影用のつなぎ服みたいな宇宙服で子供が見て、こんなつなぎで宇宙へ行けるのかと思うようなもので、本物の宇宙服を借りて展示するのならこれだけの大金を払ってもいいのですけれども、あのお粗末な物でこんなに大金を払う必要はないと思います。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） おっしゃるとおりかもしれませんが、あれが実際の宇宙服のレプリカということになっておりますので、ああいう本物の作りだと思って私は展示しております。

○議長（由井秀樹君） 井出議員。

○6番（井出 光君） 今年、展示されるのはいいのですけれども、その横にアンケートか何か置いておいて、この展示物は130何万しますけれども、必要ですかと。アンケートを取ったらいかがですか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） その点についても検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） ほかに質疑ございませんか。 林議員。

○8番（林 克比古君） 31頁の村単道路橋梁災害の復旧費で300万円計上されていますが、300万円でどのような工事をどこでどうやったのか、ご説明をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 300万円ですが、6月2日の集中豪雨ということで、正確な工事金額ではなくこれは概算で取っております。今年4月から新しい技術系の職員も入りまして、昔かなりそういった査定、設計関係をやっておりましたので、これは概算ではじいていただいた金額になっています。

また工事等設計書ができ上がってくれば正確な数字が上がってきますので、9月補正等に予算をお願いすることになると思います。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 林議員。

○8番（林 克比古君） 私が思うに、300万円という数字がもっとあってもいいのかなあと、逆に言えば高いとかそういう意味でなくて、災害に対して・・・これは最初からもう少し価格を上げておいてもいいのでは。9月に補正予算で上がってもいいんですけれども、ある程度の幅をみて、災害ということに対しては予測できな

いものですから、ある程度膨らみをもった予算でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） そうですね。通常の予算で災害復旧関係はやはりちょっと見込めない予算ということで、あらかじめ計上するということがありません。そんなことで、予算の方ですが、当初予算の予備費もあつたりということで、もし緊急事態が生じた場合には予算流用もお願いする場面もあるかと思いますが、とりあえずは災害復旧の関係は例年こういったかたちで予算計上しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 林議員いいですか。ほかに質疑ございませんか。 由井議員。

○7番（由井基治君） 29頁1款教育費5目の小学校建設費12節設計委託料の375万7,000円ですが、これは先日の一般質問で村長はヒートポンプは、この調査の様子を見て1年考えるとおっしゃいましたが、この設計は基本設計だと思いましたが、そこら辺をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 加藤参事。

○教育振興課参事（加藤 明男君） ここにあります設計委託ですけれども、実施設計の分

の設計委託です。今、基本設計が終った時点で、地中熱が組み込まれていますので、一応スタートとしては地中熱を見込んだ状態でいくのですけれども、その後検討しながらそれを実際やるかやらないかというのは、おそらく繰越ししないと今年中には終わらないので、来年度までかけて実施設計をやるようになるので、その中で検討していきたいと思っています。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） あともう1つ、グラウンド等体育館も共用するかもしれないという意見もあつたと思います。その辺も検討していくと考えるとよろしいでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 加藤参事。

○教育振興課参事（加藤 明男君） まず体育館についてですが、学校の校長先生に確認し

たところ、カリキュラムの都合、授業の時間が違いますので、体育館の共用はできないということで、体育館はそれぞれ造っていく予定になります。

グラウンドの方の共用も学校の部活等ありますので、授業の支障を考えまして、検討していくというかたちになるかと思えます。体育館の方は学校の先生に確認した

わけですけれども、グランドの方はまだ確認しておりませんので、今後検討していきたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 体育館ももっと大きな学校は1つの体育館で12クラスとか9クラスある巨大な学校もあるはずです。そこで体育をやっているわけだから、その辺もう少し検討すればできるのではないかという考えもありますが、その辺もちょっと考えながら設計に入ってもいいのではないかと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） ほかに質疑ございませんか。 大西議員。

○9番（大西たま子さん） 14頁になります。総務費の2目の賦課徴収費の金額が需用費の7万5,000円になりますけれども、これは消耗品の電動キックボードのナンバープレートの代金ということで7万5,000円計上してありますけれども、川上村でキックボードは馴染んでいないような気がしますし、都会ではキックボードは普及しているみたいですがけれども、これはどなたかプレートをつけるために申請したときに村で補助を出すということなのか、それとも役場でキックボードを使うために申請していくのか、その辺の内容を質問いたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） このキックボードについてですけれども、7月1日から法が改正になりまして、今の電動付自転車ですとか他のものの村の関係のナンバープレートを付けなければいけない車輛があるのですけれども、お貸しするためにこちらで作っておかなければいけないナンバープレートを用意するための費用です。ですからこれが実際7月1日になってみて、一人もいらっしやらないのか、それとも結構な人数がいらっしやるのかというところはちょっと把握できませんけれども、予想できませんけれども、一応村として用意しておかなければいけないということで、今回補正予算で計上させていただきました。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子さん） これは村であらかじめ用意しておいて、もし使うような場合には役場で公用の時に使うという前提で用意するということでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） まず普通に想定していますのは電動付自転車ですね。バイクといっしょに村民の方々が乗るためにナンバーを付けるということが必要だと思いますので、それをお貸しするためのものです。公用で使うこともあるかと思いますが、一般的にはトラクターですとか、電動付自転車といったものと同様に

ナンバーをお貸しするためにこちらで作っておかなければならないですから、一般の方が使うための準備をさせてもらいたいということです。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子さん） それでしたらこの金額ですとどのくらいの台数の分が用意されるのでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 1枚当たり2,500円ですので、30枚ということで予算をいただいております。よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子さん） 分かりましたので、これで質問を終りにします。

○議長（由井秀樹君） 以上で大西議員の質問を終りにします。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認め、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第50号 令和5年度川上村一般会計第2回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

## **日程第8 陳情第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情**

○議長（由井秀樹君） 日程第8 陳情第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情を議題といたします。

本陳情については社会文教委員会に付託されておりますので、その審査結果を社会文教委員長から報告を求めます。 社会文教委員長 大西たま子さん。

○社会文教委員長（大西たま子さん） =陳情第3号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切ります。これから討論を行います。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

#### **日程第9 陳情第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情**

○議長(由井秀樹君) 日程第9 陳情第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情を議題といたします。本陳情については社会文教委員会に付託されておりますので、その審査結果を社会文教委員長から報告を求めます。社会文教委員長 大西たま子さん。

○社会文教委員長(大西たま子さん) =陳情第4号報告=

○議長(由井秀樹君) 本陳情に対する委員長報告は採択です。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切ります。これから討論を行います。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

#### **日程第10 陳情第5号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書の提出についての陳情**

○議長(由井秀樹君) 日程第10 陳情第5号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書の提出についての陳情を議題といたします。本陳情については総務経済委員会に付託されておりますので、その審査結果を総務経済委員長から報告を求めます。総務経済委員長 古原和哉君。

○総務経済委員長(古原和哉君) =陳情第5号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は継続審査です。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切ります。これから討論を行います。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第5号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書の提出についての陳情について、継続とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本陳情は継続審査と決定いたしました。

ここで11時05分まで休憩いたします。

（10時47分）

（休 憩）

（午前11時05分）

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。追加第1号として

日程第1 議第51号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任、同意について

日程第2 議第52号 川上村農業委員会委員の任命、同意について

日程第3 議員派遣の件

日程第4 委員会の議会閉会中の継続審査の件

日程第5 委員会の議会閉会中の継続調査の件

を日程として追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。お配りした追加日程表の日程番号のとおり、議題とすることに決定いたしました。

### **追加日程第1 議第51号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任、同意について**

○議長（由井秀樹君） 追加日程第1 議第51号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任、同意についてを議題といたします。説明を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） =議第51号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて質疑に入ります。

（質疑なし）

質疑を打ち切ります。これから討論を行います。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決を行います。この採決は起立によって行います。

議第 51 号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任、同意について、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員。したがって、川上村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

## **追加日程第 2 議第 52 号 川上村農業委員会委員の任命、同意について**

○議長(由井秀樹君) 追加日程第 2 議第 52 号 川上村農業委員会委員の任命、同意についてを議題といたします。説明を求めます。 由井村長。

○村長(由井明彦君) =議第 52 号説明=

○議長(由井秀樹君) 続けて質疑に入ります。

(質疑なし)

質疑を打ち切ります。これから討論を行います。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決を行います。この採決は起立によって行います。

議第 52 号 川上村農業委員会委員の任命、同意について、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員。したがって、川上村農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

## **追加日程第 3 議員派遣の件**

○議長(由井秀樹君) 追加日程第 3 議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第 129 条による議員派遣について、お手元に配りました議員派遣のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議員派遣の件のとおり、派遣することに決定いたしました。

## **追加日程第 4 委員会の議会閉会中の継続審査の件**

○議長（由井秀樹君） 追加日程第4 委員会の議会閉会中の継続審査の件を議題といたします。総務経済委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに決定いたしました。

#### **追加日程第5 委員会の議会閉会中の継続調査の件**

○議長（由井秀樹君） 追加日程第5 委員会の議会閉会中の継続調査の件を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

#### **閉 会**

○議長（由井秀樹君） 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和5年第2回定例会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

（閉会 11時15分）

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため  
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番